

第四次

羽村社協地域福祉活動計画

みんなで作る 安心して暮らせる
支え合いのまちはむらの実現

平成 26 年 3 月

社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会

「支え合いのまち はむら」をめざして

日本はいま、世界に類を見ない人口の少子高齢化を経験しています。65歳以上の高齢人口の比率は既に総人口の4分の1を超え、これに伴って年金、医療、介護など社会保障の在り方の問題が顕在化しています。

昨年8月、国の社会保障制度改革国民会議は報告書を公表しましたが、この報告書では、高度成長期に確立した「1970年代モデルの社会保障から」超高齢化の進行、家族・地域の変容、非正規労働者の増加や雇用環境の変化などに対応した全世代型の「21世紀（2025年）日本モデル」の制度へ改革することが喫緊の課題と指摘しています。

また、これまでの社会保障の考え方と違うのは、東日本大震災を契機として、地域のコミュニティの在り方をもう一度考え直そうという議論が出てきたことです。かつて日本は人口の拡大と高度成長を追求し、いろいろな豊かさを手に入れましたが、その間に失ったものもたくさんあります。

「人口減少社会」という長期的傾向が予測されるなかにあって、地域のコミュニティや人と人のつながりを含め本当の意味での豊かさ、国連で「幸福度」を公共政策に活かす決議が採択されたように、豊かさの尺度の転換期に来ているのかもしれない。

国際比較では日本の幸福度はあまり高くはありませんが、その原因はコミュニティや人と人のつながりの問題に関連していると考えられています。

一方、国内の調査結果では、歴史、伝統、文化などの他に、豊かな自然環境に恵まれた地方都市などが住民の幸福度の高い地域となっていますが、その要因としては、農林水産業を中心とする格差の少ない地域社会を基盤とし、人と人のつながりがあり、人々が生きがいをもって暮らしていることなどが挙げられています。

近年、高齢者の孤立死や子どもの虐待、災害時の対応など、今日的な地域課題が山積していますが、課題解決のキーワードは「地域社会の再生」であり、それはとりもなおさず当協議会が進める「支え合う地域社会づくり」とも重なり合います。

このようなことから、新たに策定した第四次地域福祉活動計画の基本理念である「みんなでつくる 安心して暮らせる 支え合いのまち はむら の実現」をめざし、市民の皆様とともに計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、地域福祉課題や福祉ニーズの調査にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
会 長 関 谷 博

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 地域福祉活動計画とは 3
- 2 新たな地域福祉課題と社会福祉協議会の取り組み 4
- 3 計画の趣旨と位置付け 5
- 4 計画の期間 6

第2章 地域が抱える課題

- 課題1 伝わっていない情報と 相談につながっていない状況の存在9
- 課題2 ボランティア活動への理解や支援の不足12
- 課題3 人間関係の希薄化と地域における孤立14
- 課題4 生活のしづらさ 制度では対応しにくい問題の存在18
- 課題5 市民の理解や人的・財政的基盤が十分でない社協20

第3章 基本的な考え方

- 1 基本理念25
- 2 基本的な視点26
- 3 基本目標29
- 4 計画の体系30
- 5 重点的な取り組み32

第4章 活動の展開

- 基本目標1 情報が得やすく、相談しやすいしくみづくり41
- 基本目標2 福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり 45
- 基本目標3 支え合いと助け合いの地域づくり 50
- 基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり 54
- 基本目標5 地域の人々とともに歩む社協づくり 59

第5章 計画の推進

- 1 進行管理と情報提供67

第6章 資料編

- 1 第四次羽村市地域福祉活動計画策定委員会71
- 2 第四次羽村市地域福祉活動計画策定委員会要綱75
- 3 福祉ボランティア・地域福祉活動団体ニーズ調査77
- 4 社会福祉協議会事務局活動計画検討組織78
- 5 羽村市の地域福祉をめぐる状況（基礎データ）79
- 6 用語解説89

第1章

計画策定にあたって

1 地域福祉活動計画とは

地域福祉の考え方は、「私たちの暮らしを人間らしく豊かにしていくために、人が態度として創り出した『助ける』『助けられる』という行為を『助け合う』という相互の関係にまで高め合うしくみとして人間の生活史のなかで創り出されたもの」という概念でとらえることができます。

また、地域福祉というしくみは、制度を充実するだけで対応できるものでなく、非制度的な市民の活動や事業を積極的につくり、つながりを再構築し、支え合う体制を実現していくことが何よりも重要です。

地域の中で、人々が抱えている生活課題に市民自身が気づき、それを共有化していくためのしくみを地域住民が主体となってつくり、市民一人ひとりが福祉活動に取り組み、そうした活動が地域の中に蓄えられていくことが、より豊かな地域社会を創造していくことにつながります。

こうした福祉コミュニティ*や市民社会を形成していこうとする考え方は、「市民自治」や「新しい公共*」の考え方とも相通じるもので、市民が積極的に役割を果たせる社会を創ろうとするものです。

一方、社会福祉協議会は、こうした住民主体の活動を支援していくという重要な役割を担っています。地域福祉を推進するため、社会福祉協議会がコーディネート役となって、地域の人と人、関係団体、関係機関などを結び、ネットワークとして地域での「共に支え合う」活動の実践につなげ、多様性を認め合う豊かな福祉コミュニティへと発展させていく必要があります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民はもちろんのこと、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動*団体、民生委員・児童委員*、ボランティアなど福祉活動を行う人々、社会福祉事業を経営する者、保健・福祉・医療などの専門機関などが相互に協力し、地域における民間の福祉行動計画（アクションプラン）として策定するものです。

また、地域福祉推進のための基盤づくりや市民と行政の協働を推進する、基礎自治体として羽村市が策定する「地域福祉計画」とも連携し、羽村市における「福祉のまちづくり」を一層推進するものです。

我が国の社会保障制度は、高齢期に手厚く、一方で現役世代に対する政策が弱いことが特徴として指摘されています。

しかし、雇用の流動化が進み、主たる生計を担っていた男性や若者層にも非正規雇用が広がる中で、稼働世代に深刻な生活課題・福祉課題が広がり、生活保護受給者は戦後の混乱期を超えて増加しています。特に、就労については、単に経済的な問題のみでなく、個人に居場所と役割、承認を与えるものであり、失業あるいは就労ができないことは経済的困窮と同時に深刻な社会的孤立に陥るきっかけともなっています。

また、各地の社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体が行う見守り・支援活動の中では、「気になる世帯」や「関わりをもちにくい支援が必要と思われる世帯」の事例として、社会的孤立や経済的困窮を背景としながら、養育や生活習慣等に課題が見受けられる子育て家庭などや「貧困の連鎖*」の問題が指摘されています。雇用の確保や生活困窮者の就労支援に向けては、国全体としての戦略や政策が必要不可欠であり、社会福祉協議会としてもどのように向き合うのか全国的な課題となっています。

さらに、福祉分野では、これまでも「制度の狭間」の問題が指摘され、こうした課題の解決に向けて、社会福祉協議会は市民参加による公益的なサービスを開発・提供してきました。しかし、次に掲げるように、それでもなお相談窓口やサービスに到達していない人々やニーズの存在が指摘されています。

- ・判断能力が不十分で、利用できる相談窓口やサービスが分からない人
- ・抱えている問題が複合的で自ら解きほぐすことが難しい状態に陥っている人
- ・様々な理由で他者からの関わりに対して抵抗感や葛藤がある人

また、相談窓口に到達したにも関わらず、制度の縦割りや機械的な運用によって問題解決や支援につながらないといった実態も見受けられます。こうした人々こそがより深刻で、早急な対応を必要としているという視点に立つことが重要となっています。

こうした制度の狭間のニーズなどを把握するためには、社会福祉協議会自身の取り組みだけでは限界があり、最も地域のニーズをよく知っているという視点に立った地域で暮らす市民の発見機能の強化や情報共有が必要となっています。

一方で、地域住民だけでは解決できない問題、気づいていても専門機関につながらないケースもあり、専門職と地域住民の連携や協議が重要となっています。

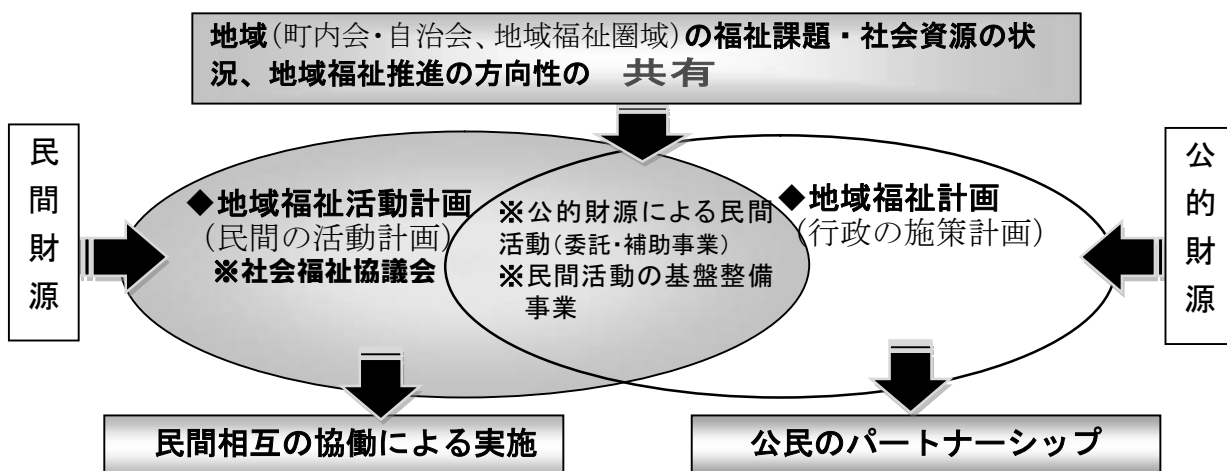
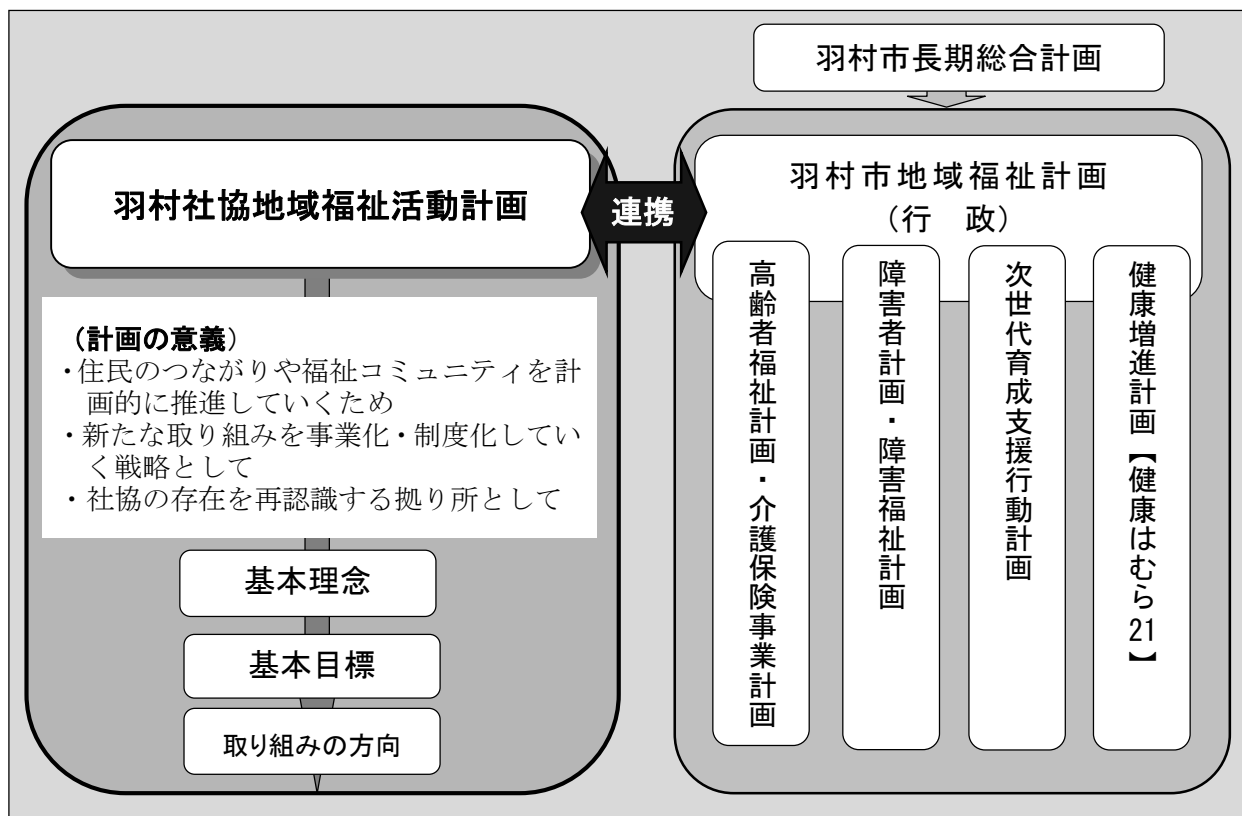
社会福祉協議会は、制度の狭間の問題も含めて柔軟な支援を行うことを本来の役割としてきました。町内会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、小地域ネットワーク活動団体などと地域における協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、支え合う体制を一層強化していくことが求められています。

3 計画の趣旨と位置付け

羽村市社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」は、民間・市民の立場から策定するもので、地域住民や福祉関係団体の取り組みの指針となる行動計画です。

一方、市では、「第四次羽村市地域福祉計画」（平成25年度～平成29年度）を策定しています。この計画は、社会福祉法に基づき地方自治体に策定が求められている行政計画で、両計画はともに地域福祉の推進を目的とするものです。

社会福祉協議会では、これまで推進してきた第三次羽村市地域福祉活動計画を検証し、新たな地域福祉課題に対応するため、「第四次羽村社協地域福祉活動計画」を策定します。



4

計画の期間

第四次羽村社協地域福祉活動計画は、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、事業の評価など進行管理を行うとともに、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
策定主体											
羽村市社会福祉協議会 (民間計画)		第三次羽村市地域福祉活動計画 (平成21～25年度)					第四次羽村社協地域福祉活動計画 (平成26～30年度)				

(関連する行政計画)

羽村市 (行政計画)		第三次羽村市地域福祉計画 (平成20～24年度)				第四次羽村市地域福祉計画 (平成25～29年度)					
		羽村市高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画		羽村市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画							
		羽村市障害者計画									
		第2期羽村市障害福祉計画		第3期羽村市障害福祉計画							
		羽村市次世代育成支援行動計画									
		羽村市健康増進計画(健康はむら21)									

第2章

地域が抱える課題

課題1 伝わっていない情報と 相談につながっていない状況の存在

○ 地域福祉の充実には、福祉に関する様々な情報を、地域の人々がいつでも気軽に得られる環境を整えることが大切な条件となります。

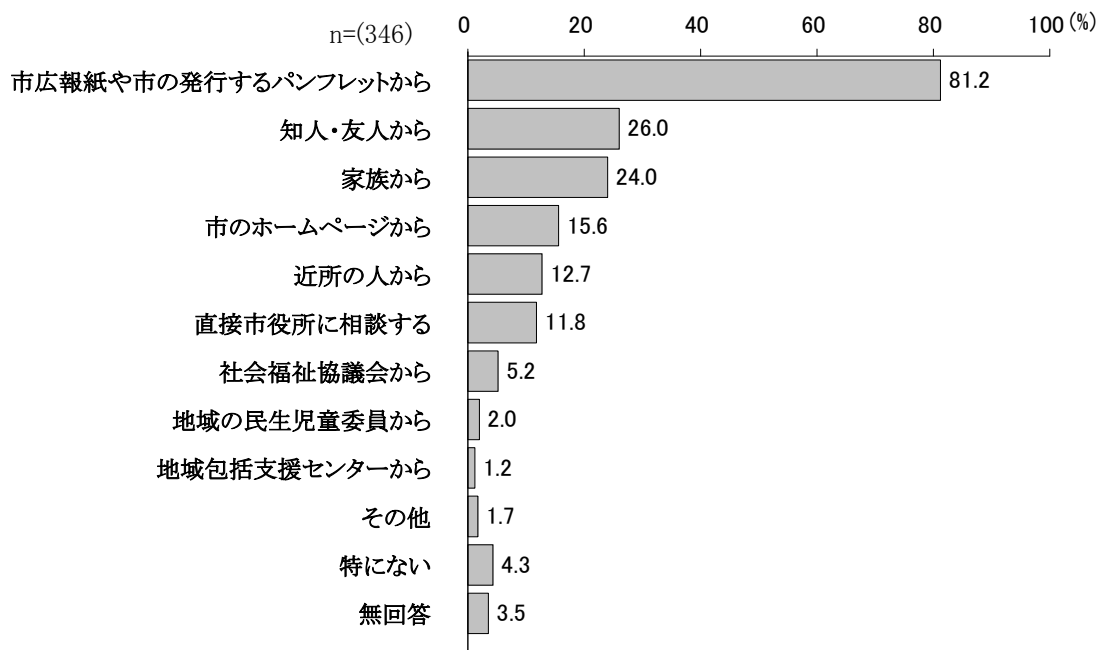
社会福祉協議会には、市民が地域の課題を主体的に解決していくための支援を行う重要な役割があり、その支援活動や地域福祉に関する情報を市民に分かりやすく提供していくことが求められます。

社会福祉協議会では、社協だよりなどの広報紙やホームページ、ガイドブック、各種事業のパンフレットなどにより、様々な情報を市民に提供していますが、調査結果（図表1-1）をみても、行政や福祉サービスに関する情報入手先は、「市広報紙や市の発行するパンフレットから」が81.2パーセントであるのに対して、「社会福祉協議会から」は5.2パーセントにとどまっており、その情報が広く地域全体に浸透しているとは言えない状況にあります。

こうしたことから、市民が必要とする情報をいつでも容易に入手できるよう、行政、福祉サービス提供事業者、福祉施設などの関係機関と緊密に連携し、地域福祉に関する様々な情報を収集・整理するとともに、広報紙やホームページをはじめとする各種情報媒体を積極的に活用し、市民ニーズにあったきめ細かい情報を分かりやすく発信・提供していくことが課題です。

図表1-1 行政や福祉サービスに関する情報入手先

（出典：地域福祉計画ニーズ調査結果報告書）



○ 社会福祉協議会には、窓口などに寄せられる身近な相談から苦情への対応まで、地域の人々に密着した幅広い相談に応じていくことが期待されています。

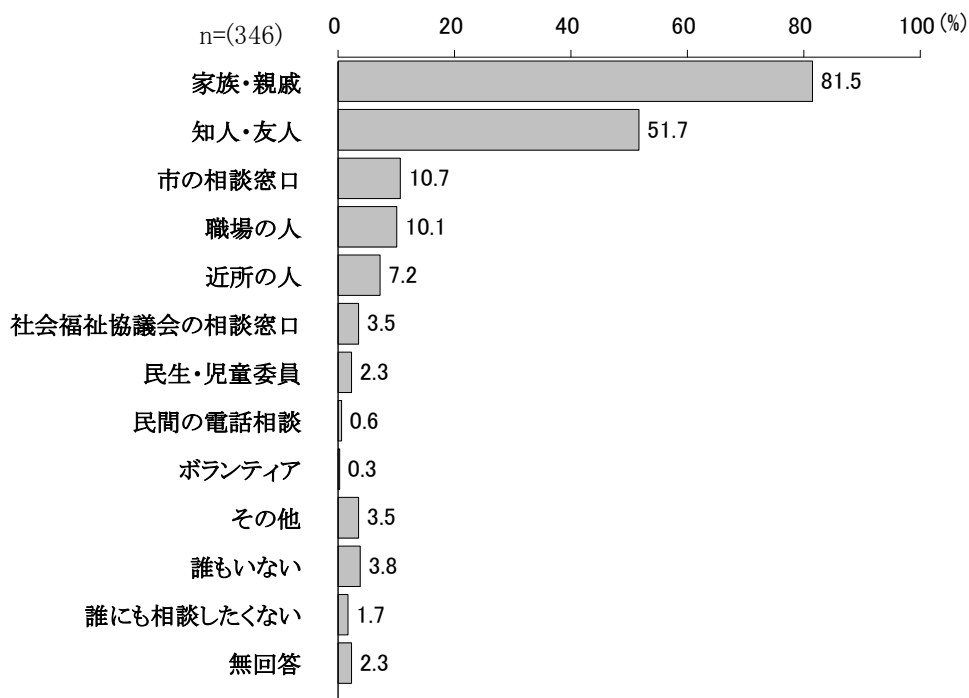
しかし、調査結果（図表1-2）をみると、悩み不安の相談相手について、「社会福祉協議会の相談窓口」を挙げた市民は、3.5パーセントにとどまっています。社会福祉協議会が行っているふれあい相談や福祉（権利擁護*等）法律相談、各種貸付事業の相談をはじめとして様々な相談を市民に知ってもらうため、相談内容に関する情報提供を充実させていくことが重要です。

また、相談・支援機能をより一層充実させていくためには、市民が気軽に相談できる体制を整備するとともに、各分野の専門的な窓口や相談員へつなげていくしくみづくりや、多様化・複雑化する福祉課題に十分に対応できる相談員の育成・確保、専門機関などのネットワークによる相談支援が重要となります。

一方、民生委員・児童委員や友愛訪問員*などの行政委嘱ボランティアをはじめとして、町内会・自治会役員、地域のボランティアリーダーを担う市民など、地域で活動する人々に福祉的な支援を必要とする人々の情報が十分に伝わっていないというのが実情です。プライバシーの保護に十分配慮しながら、市民、行政、社会福祉協議会などの関係機関が地域の人々の情報を共有できるしくみづくりを進めていくことが重要な課題です。

図表1-2 悩み不安の相談相手

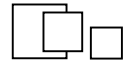
（出典：地域福祉計画ニーズ調査結果報告書）



●● 団体ニーズ調査結果から ●●

- ・社会福祉協議会のホームページに、ボランティア活動団体の情報を掲載し、活動希望者などへ情報発信してほしい。(ボランティア連絡協議会)
- ・社会福祉協議会が実施している事業を知らない人が多い。(町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体、老人クラブ連合会)
- ・福祉についての正確な情報が独居老人などに伝わっていない。(高齢者等あつたかホームヘルプサービス協力会員)
- ・福祉に関する情報を知っている人、知らない人の差が大きい。(高齢者等あつたかホームヘルプサービス協力会員)
- ・社会福祉協議会へ相談することに負のイメージを持つ市民が多いので、相談する人が少ないのではないか。(町内会・自治会)
- ・社協だよりの情報がうまく伝わるように、分かりやすくし、発行回数を多くしてはどうか。(ファミリー・サポート・センター事業協力会員)
- ・発達障害を持つ子ども、そうではないが気になる子どもを持つ親が気軽に相談できる場があればいいと思う。(まつの木保育園)

課題2 ボランティア活動への理解や支援の不足



○ 社会福祉協議会は、「住民主体」を掲げ、住民自身の学びと地域福祉活動の実践を継続的に支援する「地域福祉の推進」を使命としています。そして、その主人公は「地域住民」です。

市民が地域福祉を担っていくためには、自ら地域の様々な課題に気づき、その解決に向けて取り組んでいく手法を学ぶ、「気づき」と「学び」のプロセスが必要です。そのことを通して、福祉課題に取り組む意識が形成され、その結果として、地域の福祉力が培われていくこととなります。意図的な福祉教育*のみならず、市民の福祉活動や社会福祉協議会が実施する様々な事業の中にある学びの機能を意識化し、事業の企画やプログラム展開を図っていくことが求められています。

社会福祉協議会では、市民を対象とした福祉に関する講座の開催、夏！体験ボランティア事業などの実施により、福祉教育の理解と推進に取り組んできました。

市民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域活動への参加を促していくためには、学校や地域などでの様々な活動を通じて、福祉に関する学習と体験の機会や場を充実させていくことが必要です。また、こうした学習や体験から得られた知識や経験を、市民が実践の場で活かし、継続的に活動できるしくみづくりが課題です。

○ 地域福祉の担い手として民生委員・児童委員、友愛訪問員、町内会・自治会、高齢者や障害者等の当事者団体、ボランティアやNPO*などを含め、地域で生活する全ての人々が地域の福祉課題や社会問題に積極的に関わり、その解決に向けた役割を發揮することが求められています。

また、地域福祉の充実のためには、地域福祉活動に参加する人材の発掘や育成、確保が重要です。現在、社会福祉協議会では、主に福祉活動を行うボランティア団体などに関連情報や活動場所の提供、ボランティア養成講座の実施など様々な支援を行っています。

しかし、いつ、どこで、どんな活動が行われているのか分からないために、活動を始めたい人が活動団体を知ることができず、ボランティア活動団体の側も一緒に活動する仲間と出会える機会が十分に整備されているとは言えない状況もあります。一方で、ボランティア活動に係わる人が限られている、若い人のボランティアが不足している、女性に比べて男性の参加が少ないなどの意見もあります。

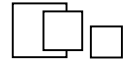
地域福祉の推進において、今後、ボランティア活動の役割は、一層重要性を増していくと考えられますが、市民の福祉ボランティア活動への関心や参加意欲の高まりを、実際の活動へと結び付けていく体制づくりが課題です。

また、地域の福祉活動のリーダー的な役割を果たせる人材を発掘、養成するとともに、地域福祉コーディネーター*など、地域福祉やボランティア活動に関する専門的知識を持った人材を配置していくことが重要な課題となっています。

現在、羽村市には、各種ボランティア団体だけではなく、町内会・自治会、交通安全推進員、消防団、市民パトロールセンターはむら*、PTAをはじめ、商店街の組織、商工会、高齢者や障害者などの当事者団体、さらには趣味のサークルまで多種多様な市民団体があります。こうした団体は、それぞれの分野で活発な活動を行っていますが、他の団体との協働や地域の人々との交流などの橋渡しを行うことにより、地域福祉の担い手となり得るものも少なくありません。これらの団体が、地域福祉への関心を高め、その活動を社会貢献へとつなげていけるよう、支援をしていくことが重要です。

●● 団体ニーズ調査結果から ●●

- ・ボランティア活動を行いたいと思う若い世代がいる一方で、収入が低くなり共働きを行わなくてはならない現状の中で、ボランティア活動を行おうとする人が減少している。(ボランティア連絡協議会)
- ・グループでのボランティア活動や、ボランティア連絡協議会への参加が面倒だという考え方に変わってきている。ボランティアの平均年齢も上がっている。(ボランティア連絡協議会)
- ・定年が65歳に延びて、地域活動への参加者が少なくなった。(小地域ネットワーク活動団体)
- ・インターネットなどを利用し、ボランティアなどの情報提供をすれば若い世代も集まるのではないか。ボランティア活動のメニューづくりをしておくことで活動を希望する人や受入側、両方にメリットがある。(ボランティア連絡協議会)
- ・住民の共同体を大切にする意識づけは、子どもの頃から地域に溶け込むことから始まる。しかし、今の子どもは習い事などで、地域とのつながりが希薄である。(町内会・自治会)
- ・町内会などで地域福祉リーダーの養成が必要である。(町内会・自治会)
- ・学校での福祉体験プログラム等の提案などを行ってみてはどうか。(ボランティア連絡協議会)
- ・ボランティア活動をコーディネートする人がいない。(ボランティア連絡協議会)



○ 小地域福祉活動は、一般的に、小地域（町内会・自治会の区域）を基盤として行われる住民の福祉活動であり、住民同士のつながりを再構築する活動、要援助者等に対する具体的援助を行う活動、地域社会の福祉的機能を高める活動などと理解されています。

一方で、高齢化の進展や家族関係の変容などから、ひとり暮らし高齢者の問題などが顕在化していますが、地域社会における「お互い様の行為」として、要援助者の孤立を防ぐ住民固有の生活援助（支援）が注目されています。公的な制度の対象とならない、又は利用できない場合などにも、生活に密着した身近な支援やサービスを提供し、地域生活を支えていくことが求められています。

地域福祉の推進にあたっては、行政を中心とした公的サービスの整備はもちろんのこと、それぞれの地域の実情に合った市民自身の主体的な支え合い活動や福祉のまちづくりへの取り組みが重要です。

社会福祉協議会では、これまでも小地域ネットワーク活動の支援などを通じて、地域での交流や支え合い活動を推進してきましたが、今後はさらに、地域に生活する市民でなければ分かりにくい課題を発見・共有し、ともに解決に取り組む支援活動のしくみづくりが課題です。

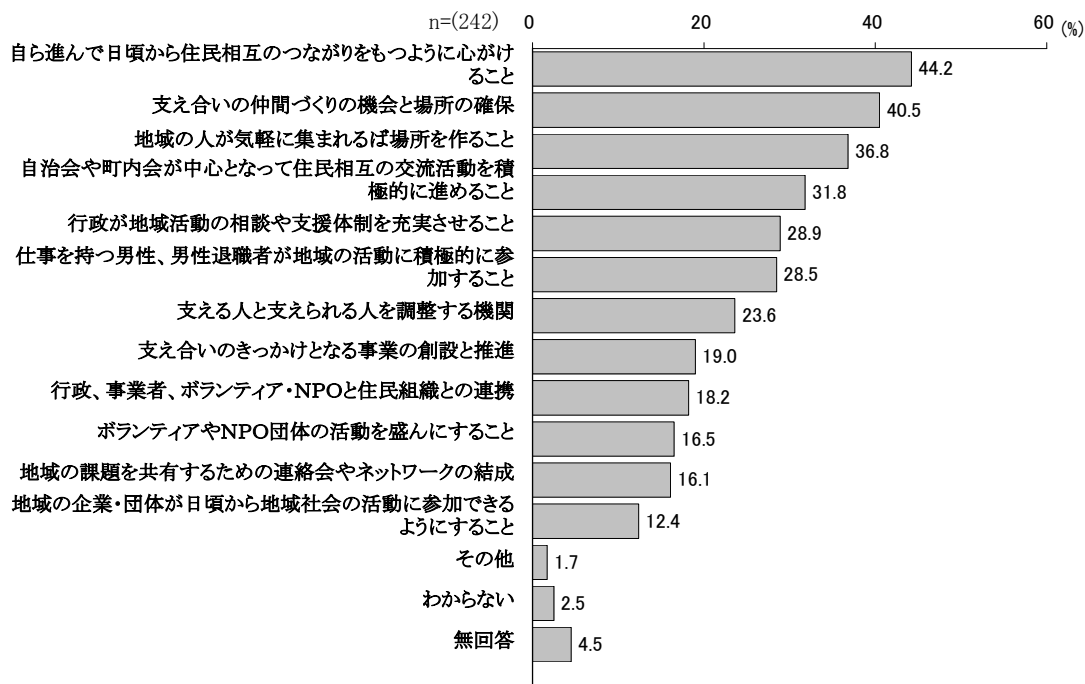
○ 調査結果（図表3-1）では、住民相互の協力関係で必要だと思うこととして、「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつように心がけること」が44.2パーセントと最も高く、これに次いで「支え合いの仲間づくりの機会と場所の確保」が40.5パーセントとなっています。

社会福祉協議会では、活動に必要な財政的支援はもとより、羽村市福祉センター会議室の提供や活動用印刷機・資器材の貸出しなどにより支援を行っています。

今後、さらに、地域における支え合いの輪を広げていくためには、各分野で活躍している市民や地域の団体が情報や意見を交換できる場をつくるとともに、地域の中で、性別、年齢にかかわらず、気軽に集まり、話し合える場を拡充することが重要です。また、地域の人々がそれぞれの経験と知識を活かして、できる範囲で、さりげない見守りや安否確認など、ゆるやかな支援のしくみをつくっていくことが重要です。

図表 3-1 住民相互の協力関係で必要だと思うこと

(出典：地域福祉計画ニーズ調査結果報告書)



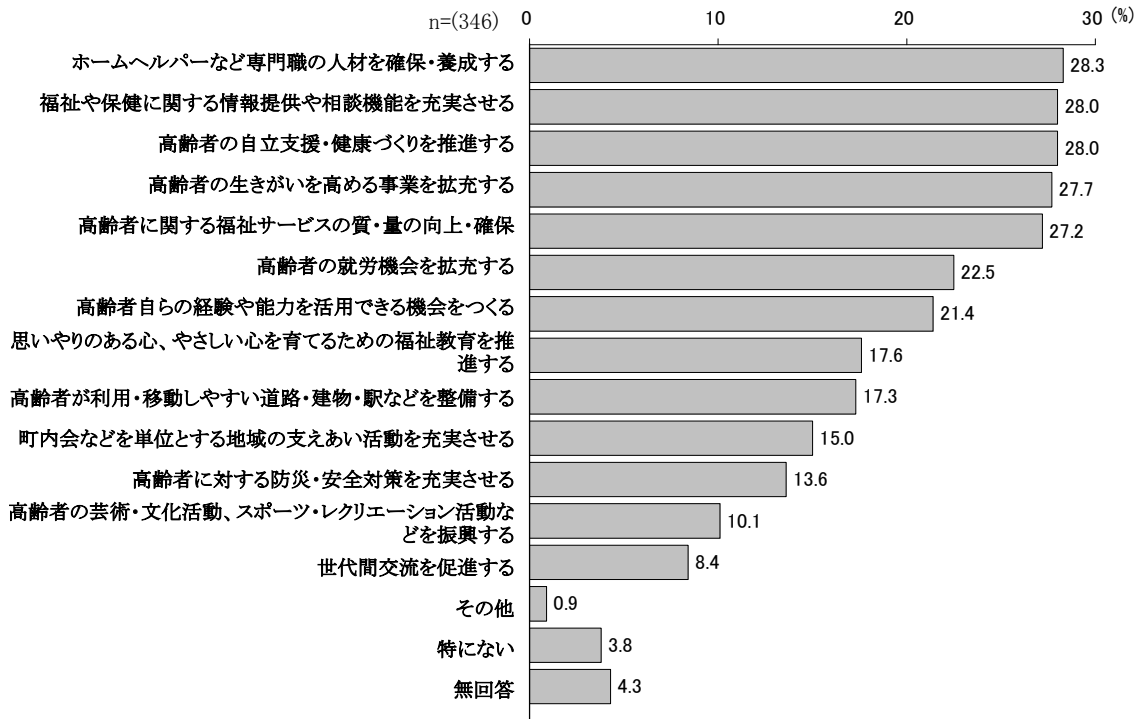
○ 羽村市でもひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。こうした高齢者は、加齢や障害により地域とのつながりが希薄化し、孤立していくケースが少なくありません。

こうした人々の中には、地域の情報を十分に得ることができず、困ったことがあっても、必要な支援を受けることができないケースも見受けられます。さらに、誰にも気づかれないまま亡くなるという“孤立死*”などの事例も発生しています。

調査結果（図表 3-2）では、高齢者の住みやすいまちづくりに必要なこととして、「町内会などを単位とする地域の支え合い活動を充実させる」が 15.0パーセントとなっています。これまでも、小地域ネットワーク活動の支援などにより、支え合い活動を推進していますが、さらに、支援を必要とする世帯に対して、小地域ネットワーク活動団体、民生委員・児童委員、友愛訪問員などが連携して見守り活動を行い、適切な支援を受けられるようにしていくことが重要です。

図表 3-2 高齢者の住みやすいまちづくりに必要なこと

(出典：地域福祉計画ニーズ調査結果報告書)



○ 近年、高齢者や障害者、子ども・妊産婦などが地震などの災害時にも適切な支援を受けられるよう、援助体制を構築することが求められています。

震災などの災害が発生した場合、初期段階における地域住民による協力が重要です。調査結果（図表 3-3）では、災害時における住民間の相互支援として、「災害直後の安否確認や声かけ」が 79.8パーセントを占めています。

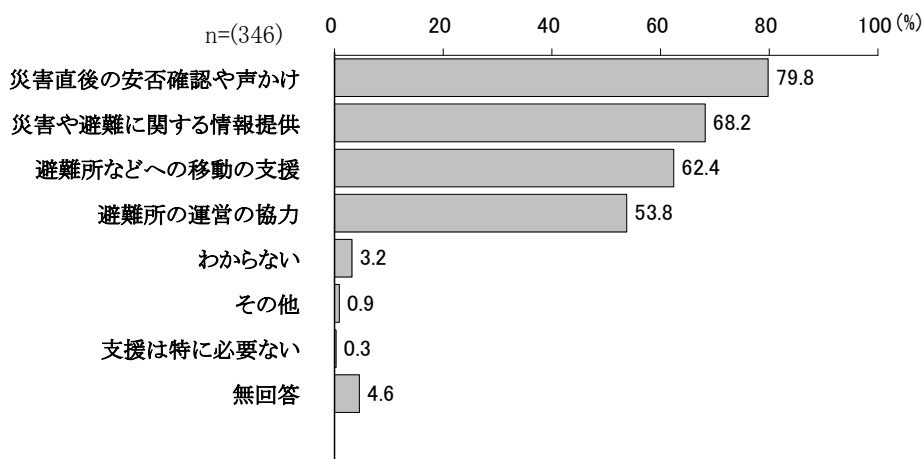
こうしたことから、地域住民が日頃から近隣の人と交流し、何かあった場合でも、お互いが支え合っていける意識を醸成していくことが重要です。

また、災害対策基本法の改正に伴い、市が行うこととなる災害時要援護者*の情報の円滑な伝達、避難及び救助などの活動と連携した支援の取り組みも必要となっています。

さらに、市が運営する市民活動センター*に、災害時には災害ボランティアセンターが設置されることから、その運営への協力や福祉避難所の運営支援など、社会福祉協議会としても関係機関との連携やネットワークを活かした災害時要援護者への支援が課題といえます。

図表 3-3 災害時における住民間の相互支援

(出典：地域福祉計画ニーズ調査結果報告書)



●● 団体ニーズ調査結果から ●●

- ・ サービスを受け入れない高齢者、外に出たがらない高齢者に対する支援策が何かあるといい。(居宅介護支援事業者連絡会)
- ・ 町内会・自治会に加入していない高齢者が孤立しがちである。消費者被害とまでは言えないが、しつこいセールスなどに困っている。(居宅介護支援事業者連絡会)
- ・ 独居の高齢者が多く、支援する人がいない。見守りやちょっとしたお手伝いのしくみがあるといい。(居宅介護支援事業者連絡会)
- ・ 老人のひとり暮らし世帯、老老介護世帯、認知症の人がいる世帯が増えている。近所での見守りが必要である。(町内会・自治会)
- ・ 地域の支え合い活動の計画を町内会がつくる前段でアドバイスや手法、指導やコーディネート等が必要である。要援護者の町内会加入率が低い。(町内会・自治会)
- ・ マンションは、セキュリティが厳しくて入りづらく声かけが思うようにできない。(小地域ネットワーク活動団体)
- ・ 集合住宅が増え、緊急時の支援が難しくなってきた。地域の活動や深い付き合いを望まない高齢者が増えている。(老人クラブ連合会)

課題4 生活のしづらさ 制度では対応しにくい問題の存在

○ 65歳以下の稼働世代の生活困窮や複合的な問題を抱えた人の社会的孤立など、既存の社会保障や公的な福祉制度による対応だけでは解決に至らない福祉課題や問題が広がっています。その背景には、地域社会の相互扶助機能の弱まりに加えて、個人を包摂してきた家族機能の縮小、企業の福祉機能の低下などがあり、終身雇用の慣行と男性稼ぎ主型家族を前提としてきた現在の社会保障制度のままでは対応しきれない新たな問題も発生しています。

一方、地域で様々な困難を抱え生活する人々にとっても、公的な福祉制度では対応できない、又は十分に対応できない多様な福祉ニーズがあります。こうした人々ができるだけ自宅や地域で今までの生活を続けることができるよう、市民参加にもとづく在宅ケアや相談等の在宅福祉サービス、見守り・ボランティア活動・サロン活動などの地域における福祉活動をより豊かにしていくことが求められています。

現在、社会福祉協議会では、高齢者等あったかホームヘルプサービス、ふれあい食事サービス、福祉有償運送“ふれあいキャリー”、ファミリー・サポート・センター事業*など、いわゆる法律などの制度にもとづかない様々なインフォーマルサービス*を行っています。

こうしたサービスの多くは、ボランティア（協力員）などの参加と協力、そして社会福祉協議会会費などを原資として成り立っています。こうした住民参加型サービス*の担い手と財源をいかに確保し、充実していくかが課題となっています。

一方、社会福祉協議会は、公的な福祉サービス提供事業者としても、介護保険の居宅介護支援（ケアプラン）・訪問介護（ホームヘルプ）、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス（ホームヘルプ・同行援護など）、特定相談支援などを行っているほか、市や東京都社会福祉協議会からも多くの事業を受託しています。その専門性を活かした受託事業として、福祉サービス総合支援事業や地域福祉権利擁護事業*などに取り組んでいます。

今後は、極めて公共性の高い民間法人の立場から、地域包括ケア*の推進や共生社会*などの実現に向けて、行政や地域、福祉サービス提供事業所などとも連携・協働し、安心して生活できるセーフティネットの役割を担っていくことが課題です。

また、複雑な課題については、地域の中で主体的に福祉活動に取り組んでいる団体同士が情報と課題を共有し、連携した活動ができるよう、地域ケア会議などの取り組みや尊厳のある暮らしを守るため、成年後見活用あんしん生活創造事業*などの取り組みを検討し、その実施に向けて市と協議していくことが求められています。

- ・社会福祉協議会、行政、民生児童委員協議会、友愛訪問員、保健センター、子ども家庭支援センター*、地域包括支援センター*などの関係機関が連携をとって、情報交換や活動などができればいい。(町内会・自治会、民生児童委員協議会)
- ・ひとり住まいの人や問題のありそうな人の情報を提供しても、それを受ける市などの窓口が分散している。その改善を社会福祉協議会が提案してほしい。(民生児童委員協議会)
- ・介護保険サービスだけでは高齢者の生活を支援しきれない。社会福祉協議会の高齢者等あったかホームヘルプサービス、小地域ネットワーク活動やボランティアなど連携していけたらと思う。(居宅介護支援事業所連絡会)
- ・福祉有償運送事業を知らない人が多い。もっとPRすることで利用の幅がひろがるのではないか。(ふれあいキャリー協力員)
- ・長時間保育が多くなってきている。親族が近くにいない家庭の支援が必要ではないか。(まつの木保育園)

課題5 市民の理解や人的・財政的基盤が十分でない社協

○ 社会福祉協議会は、社会福祉法では「地域福祉の推進を目的とする団体」と規定されています。また、全国社会福祉協議会の基本要項でも「公私の社会福祉事業関係者により組織される」、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉問題に取り組み誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をめざす」などと規定しています。民間の自主的な組織でありながら行政も参加し、法律で規定する社会福祉事業よりも広範な福祉概念に基づき、ボランティアや地域住民の参加を得て事業展開して行くことが期待されています。

こうした期待に応え、市民の評価や信頼を得ていくためには、行政の下請け的な発想ではなく、経営理念・活動理念を明確にし、何より社会福祉協議会の職員自身が地域福祉推進の中核を担っていくという気概を持ち、「社協だからできること、社協だけしかできないこと」の存在を常に意識し、地域課題への積極的な取り組みや市民への働きかけを行っていくことが必要です。

“市民から頼りにされる社協”を目指すためには、職員自身が担当する仕事の目的や背景となる理念などに深い造詣を持ち、評議員会や理事会とも意識の共有化を図り、人と人のつながりを再構築し、支え合う地域社会を実現していくことが重要な課題です。

○ 社会福祉協議会を経営面から見ると、現状では市民や団体・企業などの皆様からいただく会員会費や寄付金、共同募金*の配分金、行政の補助金などにより運営していますが、これらの財源の確保においても長引く経済の低迷や市税収入の減少などにより厳しい状況にあります。

課題1から課題4に掲載した団体ニーズ調査結果にもあるように、社協だよりの発行回数増や地域福祉コーディネーターの配置、制度外の多様なサービスの充実など、その活動領域を広げていくためには安定した財源の確保が何より必要です。

そのためには、社会福祉協議会が全国の区市町村にくまなく組織され、その地域に一つしか存在しない極めて公共性の高い団体で、その活動の多くが権利義務を持たない“会員制度による住民参加”により成り立っていることを理解していただくことが何よりも重要です。

社会福祉協議会活動の充実とともに透明性の高い経営に努め、市民などへの理解・浸透を図り、個人会員・団体会員の加入増強など、いわば社協サポーターを増やし財源基盤の強化を図っていくことが課題です。

●● 団体ニーズ調査結果から ●●

- ・職員が地域へ出向き、社会福祉協議会の活動のPRや事業の説明をしたらどうか。(小地域ネットワーク活動団体)
- ・社会福祉協議会の活動を広く知っていただくため、バザーや福祉まつりの参加者を増やしていくことが必要である。(民生児童委員協議会)
- ・高齢者集団として、社会福祉協議会の活動・事業で関係性、協調性を深めていくことができないか。その役割を果たしていきたい。(老人クラブ連合会)
- ・PTA連合会を通じて福祉的な活動を協働で行えたらと思っている。(羽村市立小・中学校PTA連合会)
- ・地域福祉を推進する意義や住民の意識づくりについて、社会福祉協議会が突破口となるよう取り組んでほしい。(町内会・自治会)
- ・社会福祉協議会の事業を運営する職員の育成にも力をいれるべきである。(老人クラブ連合会)

第3章

基本的な考え方

**みんなで作る 安心して暮らせる
支え合いのまち はむら の実現**

すべての市民が福祉コミュニティづくりに主体的に参加し、地域社会を構成する一員として相互に協力し、地域の福祉課題解決に取り組み、誰もが住み慣れた地域において、安心してその人らしく暮らすことのできる社会を実現していくことが求められています。

こうした地域福祉を市民が互いに連携・協力して進めるため、羽村市社会福祉協議会は、第四次地域福祉活動計画の基本理念を「みんなで作る 安心して暮らせる 支え合いのまち はむら の実現」と定め、市民の皆様や行政、関係機関と連携して推進します。

福祉コミュニティ：

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。

特定地域において、要援護者とその家族援護者が居宅で通常の生活を続けることができるように、また、当該地域の住民が要援護状態に陥るのを防止することができるように、インフォーマル(制度に基づかない非公式なもの)及びフォーマル(公的な機関などが制度に基づいて行うもの)なサービス提供者と住民が連携して、最適かつ総合的な援助・サービスを提供することを目的としている。

基本理念『みんなでつくる 安心して暮らせる支え合いのまち はむら の実現』を達成していくため、次の3つを基本的な視点として本計画を推進します。

基本的視点1 自 助

一人ひとりが地域に関心を持ち、自分にできることを積極的に果たす

基本的視点2 共 助（互 助）

地域の中で、人と人との心の絆を強め、支え合いの輪を広げる

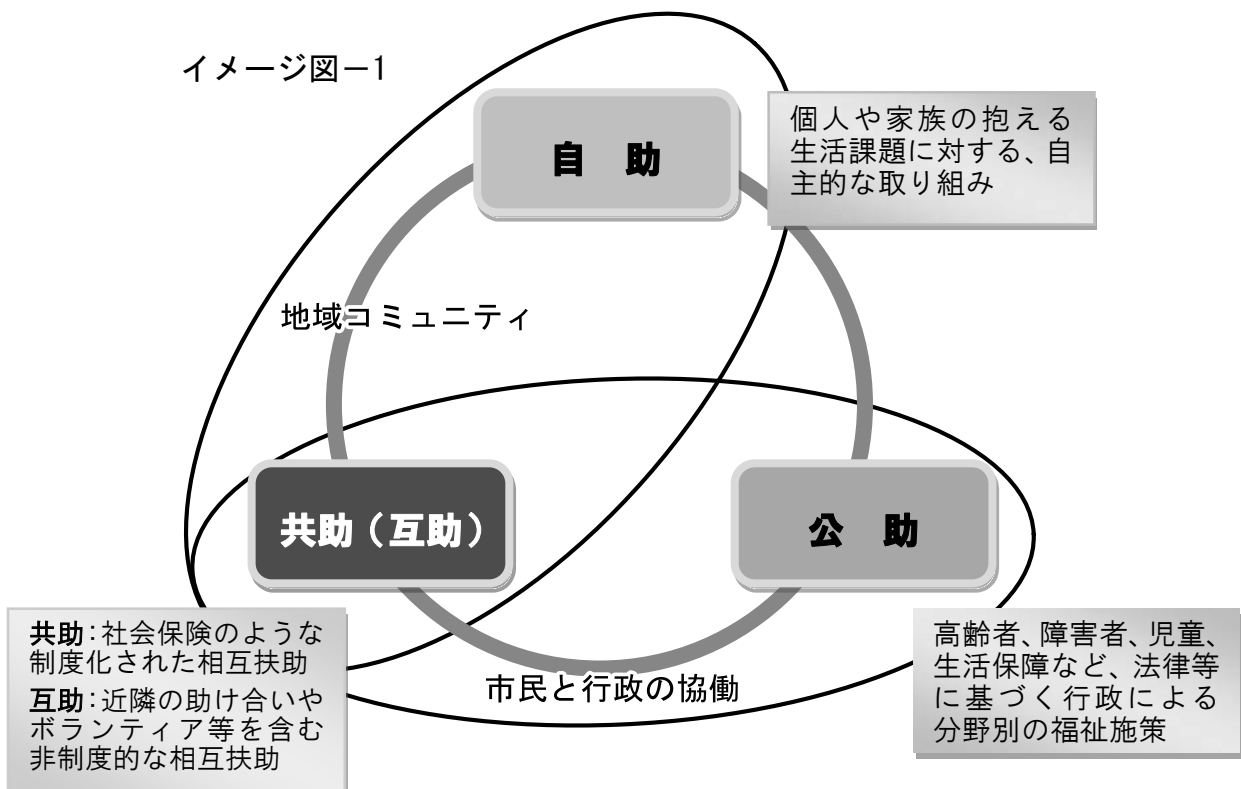
基本的視点3 公 助

地域福祉の基盤整備のため、行政等の役割発揮と市民協働を推進する

地域福祉の推進のためには、「自助」「共助（互助）」「公助」の役割（イメージ図-1）が適切に組み合わさって形づくられる必要があり、相互補完や連携が重要になります。

従来、ややもすると個人や家族による自助努力や行政への期待が顕在化しがちですが、羽村市社会福祉協議会が進める地域福祉活動計画では、特に「共助（互助）」（地域の支え合い）の視点を重視し事業を展開していきます。

イメージ図-1



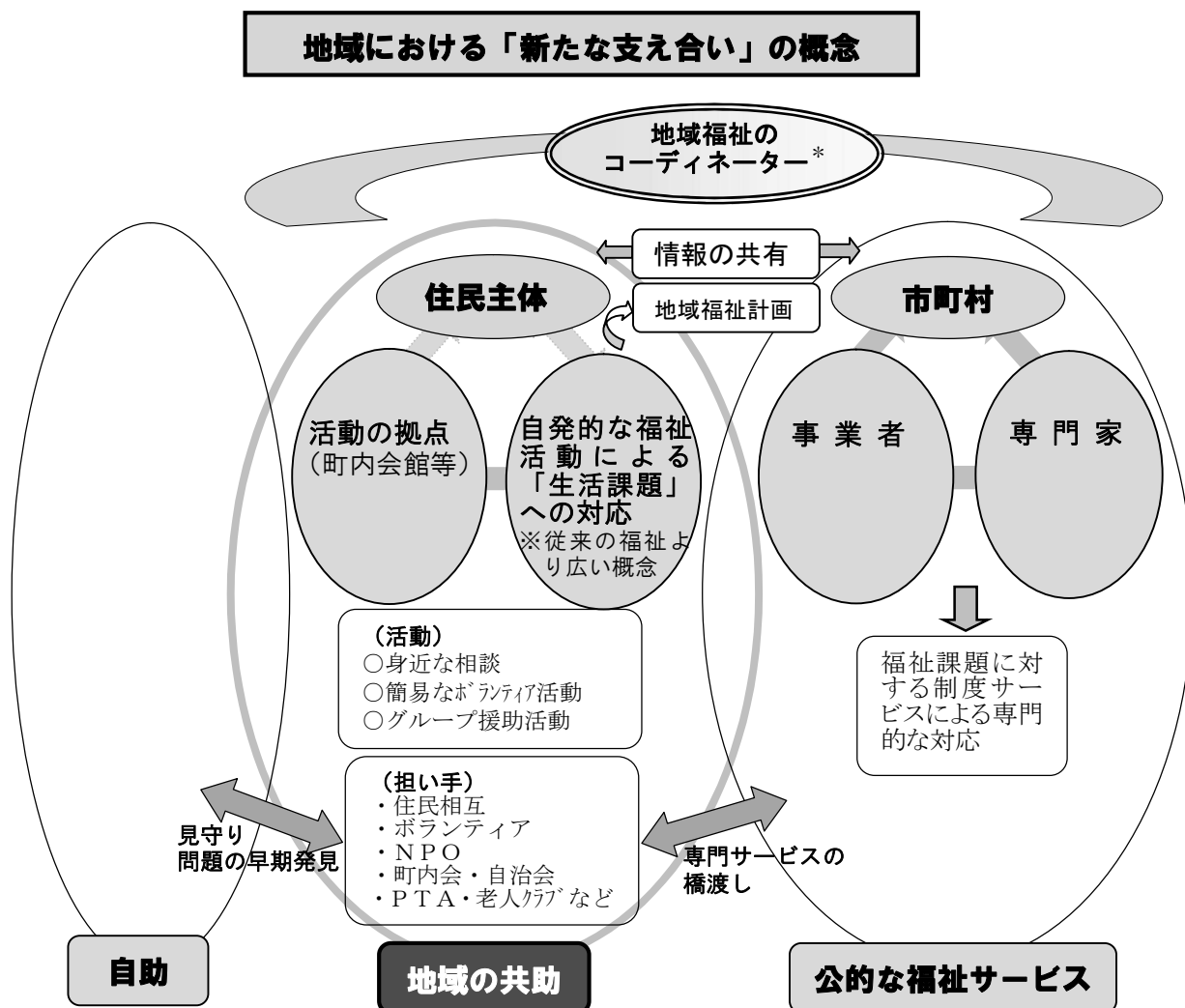
かつて、多様な生活課題に対しては、家族や地域共同体、企業の福利事業などによる助け合いが機能していました。しかし、経済のグローバル化や成熟社会の到来などにより、雇用は不安定化し、家族の中でも一人ひとりが孤立し、家族の紐帯も弱まっています。

いわば、終身雇用を前提とする会社という「社縁」や、民法の扶養原則を基底とする、家族による「血縁」という支え合い機能が脆弱化しつつあります。

さらに、人々の移動性・流動性の高まりや、個人の自由を求める風潮の中で、地域で行われていた助け合いの機能の多くが、市場から購入するサービスや行政が提供する公的な福祉サービスとして外部化され、従来の「地縁」という地域の助け合い機能も縮小・停滞化傾向が顕在化しつつあります。

基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るうえで、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域（イメージ図-2）を拡大、強化していくことが求められています。

イメージ図-2



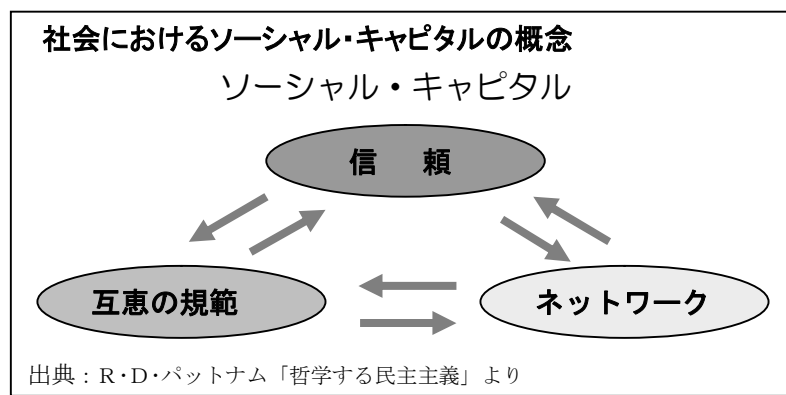
出典:厚生労働省援護局「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書より

地域を、高齢になっても障害があっても人間として尊厳をもって自分らしい生き方ができ、また、安心して次世代を育むことのできる場にするという、住民共通の利益のために、町内会・自治会はもとより、ボランティアやNPOなど多様な民間主体が担い手となり、市民同士や行政との協働を推進し、従来行政が担ってきた活動に加え、きめ細かな活動により地域の生活課題を解決する、という意味において「新たな公」を創出していくことが重要です。

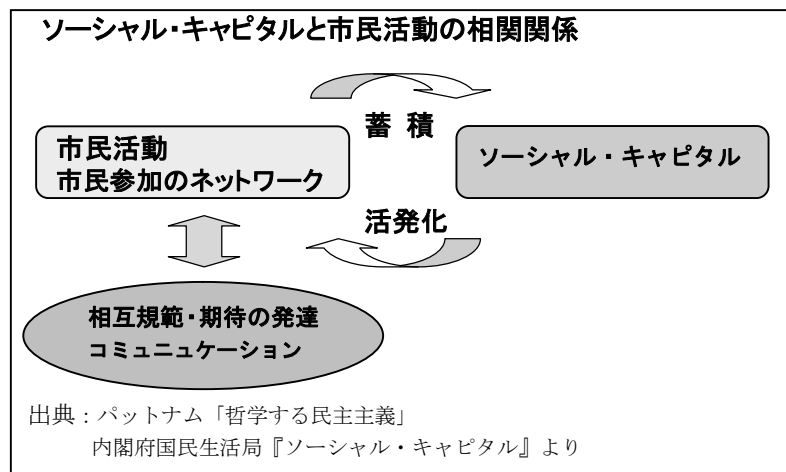
一方、国においては生活困窮者支援の在り方をめぐっての議論が進められており、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）*に向けた議論は重要であるものの、それが経済的困窮だけの視点から就労支援に特化されてしまうことや、第一のセーフティネットである社会保険給付の制限、第三のセーフティネットである生活保護受給の抑制という財政問題に矮小化されてしまうことも危惧されています。

今日的な貧困問題を経済や財政的な視点だけでなく、孤立や無縁といった社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）*（イメージ図-3・イメージ図-4）の欠乏という視点から見れば、本人の生きる意欲とそれを支え合う関係性を育み、地域の中に居場所や社会参加できる機会を豊かにしていくことが求められています。それは多様性を認め合うことができる共生社会の創出や地域のエンパワメント*という考え方とも重なり合います。

イメージ図-3

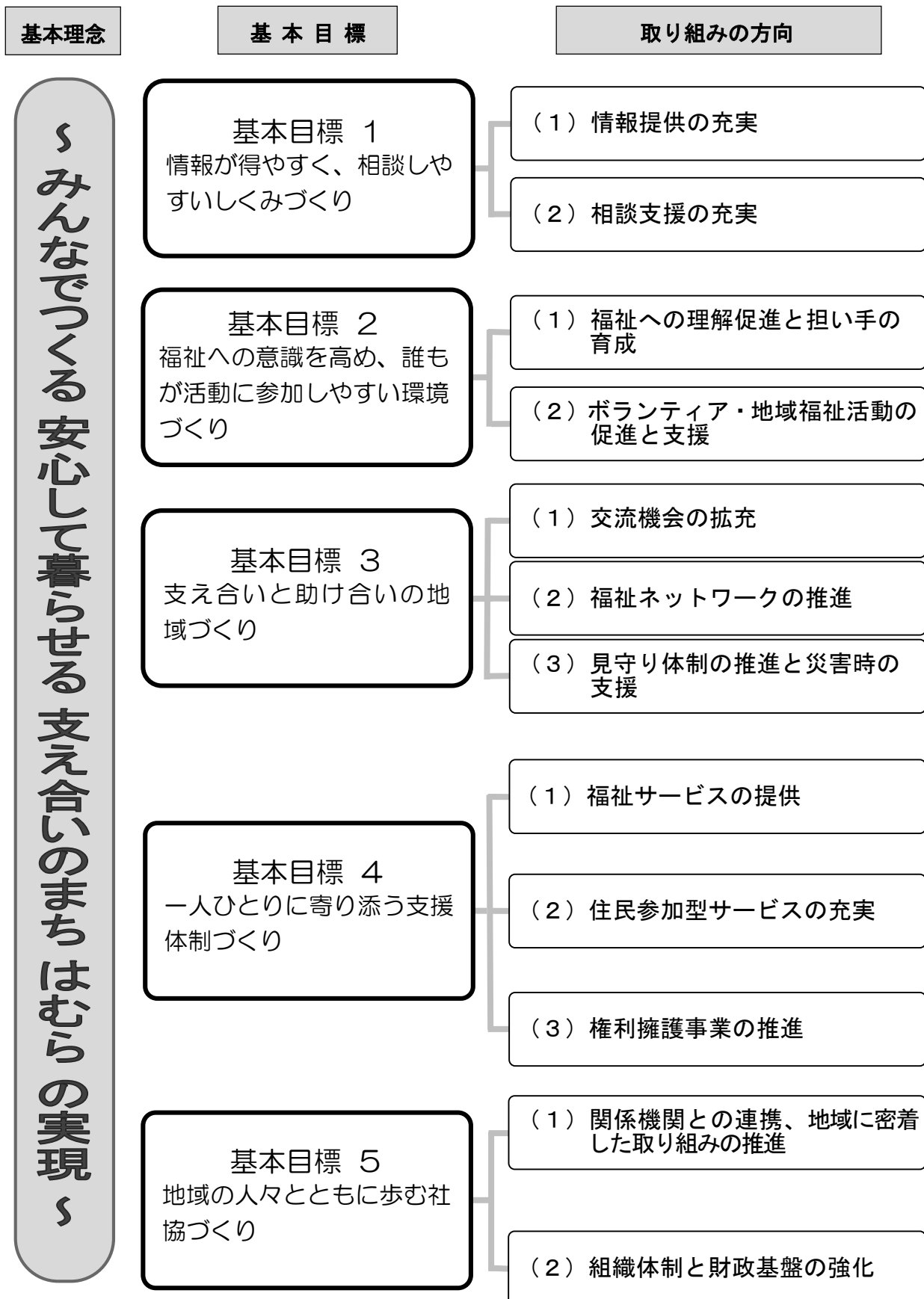


イメージ図-4



基本理念、基本的な視点を踏まえて、次の5つの基本目標を設定し、その実現をめざします。

- 基本目標 1 情報が得やすく、相談しやすいしくみづくり
- 基本目標 2 福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり
- 基本目標 3 支え合いと助け合いの地域づくり
- 基本目標 4 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり
- 基本目標 5 地域の人々とともに歩む社協づくり



事業名

1 情報紙の発行 2 社協ガイドブック等の発行 3 ホームページの運営 4 情報コーナーの運営 5 地域への情報発信 6 声の広報活動の支援 7 小地域ネットワーク活動ガイドブック（仮称）の発行

8 ふれあい相談事業の実施 9 地域活動支援センター I 型事業あおばによる相談支援 10 ピアカウンセラー*による相談支援 11 福祉サービス総合支援事業による相談支援

12 地域福祉推進のための講演会・講座等の開催 13 福祉ボランティア・地域福祉活動推進のための講演会・講座等の開催 14 地域へ出向いての活動 15 ボランティア体験事業の実施 16 障害者施設ボランティア受け入れ事業の実施 17 実習生受け入れ事業の実施

18 福祉ボランティア団体への支援 19 福祉ボランティア・地域福祉活動団体の情報提供 20 当事者団体の自主活動支援 21 後援・協賛による地域福祉活動の支援

22 サロン活動の支援 23 障害者スポーツ・レクリエーションのつどいの開催

24 小地域ネットワーク活動の推進 25 民生委員活動等との連携

26 あんしん・見守りモデル事業（仮称）の実施 27 災害時要援護者等への支援

28 福祉機器貸出し事業の運営 29 居宅介護支援事業の運営 30 訪問介護事業等の運営 31 生活福祉資金貸付事業等の運営 32 緊急生活援護資金貸付事業の運営 33 受験生チャレンジ支援貸付事業の運営 34 障害者就労継続支援 B 型事業いちょうの運営 35 障害者生活介護事業さくらの運営 36 地域活動支援センター I 型事業あおばの運営 37 障害児日中一時支援事業青い鳥の運営 38 特定相談支援事業あおばの運営 39 手話通訳者派遣事業の運営

40 高齢者等あったかホームヘルプサービス事業の運営 41 ふれあい食事サービス事業の運営 42 福祉有償運送事業（ふれあいキャリア）の運営 43 ファミリー・サポート・センター事業の運営

44 福祉サービス総合支援事業の運営 45 地域福祉権利擁護事業の運営 46 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けた検討

47 ふれあい福祉まつりの開催 48 行政・福祉等関係機関との連携 49 教育関係機関との連携 50 企業や民間団体との連携 51 町内会・自治会との連携 52 保健・医療関係機関との連携 53 地域自立支援連絡会専門部会の運営 54 社協福祉大会の開催 55 敬老の日褒賞事業の実施

56 理事会・評議員会の運営 57 苦情解決に関する体制の運営 58 個人情報保護に関する体制の運営 59 職員の適正配置と人材育成 60 羽村市福祉センターの運営 61 会員の加入促進に向けた取り組み 62 寄付の促進に向けた取り組み 63 ふれあい募金の取り組み 64 羽村市民福祉チャリティーゴルフ大会の開催 65 ふれあい福祉バザーの開催 66 収益金の確保に向けた取り組み 67 各種募金事業の実施

5

重点的な取り組み

市民の主体的な地域福祉活動をより一層推進していくため、重点的に取り組む事業を基本目標ごとに次のとおり定めます。

基本目標1 情報が得やすく、相談しやすいしくみづくり

市民が主体的に地域の問題解決に取り組んでいけるよう、地域福祉に関する情報をいつでも気軽に得られ、生活の中から生まれる悩みなどを身近なところで気軽に相談できるしくみづくりやその充実を図っていくため、次の重点事業を推進します。

重点事業1 情報紙の発行（充実）……事業番号1

福祉に関する様々な情報が分かりやすく市民に届き、地域福祉に対する理解が深まるよう社協だよりを年4回発行し市内全戸に配布します。発行にあたっては、より読みやすく親しみやすい紙面づくりや、きめ細かな情報の発信など、社協だよりの発行のあり方を検討し、充実を図ります。

- 読みやすく親しみやすい紙面づくり
- 社協だより発行のあり方の検討

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目 標	読みやすく親しみやすい紙面づくりの検討	紙面の改善	継続	継続	継続
		社協だより発行のあり方検討	結果反映		

重点事業2 ホームページの運営（充実）……事業番号3

より多くの地域福祉に関する情報を市民に提供するため、ホームページの掲載内容などを見直し、ホームページをリニューアルします。また、民間事業所が運営するホームページの活用について検討します。

- ホームページのリニューアル（掲載内容の充実）
- 民間事業所が運営するインターネットツールの活用検討

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目 標	ホームページのリニューアル調査	ホームページのリニューアル（掲載内容の充実）の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアル ・運用マニュアルの作成 	運用	継続
		民間事業所が運営するインターネットツールの活用検討	結果反映		

重点事業3 地域への情報発信（充実）……事業番号5

羽村市産業祭やはむら夏まつりへの参加に加え、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体など、地域へ出向いた情報発信を充実します。

- 地域へ出向いた地域福祉情報の提供
- 社協ガイドブックなどを活用した社協事業PRの充実

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目 標	地域へ出向いた 地域福祉情報の 提供準備	実施	継続	継続	継続
	社協事業PRの 充実検討	充実	継続	継続	継続

重点事業4 小地域ネットワーク活動ガイドブック（仮称）の発行（新規）

……事業番号7

地域での交流や支え合い活動を支援するため、小地域ネットワーク活動ガイドブック（仮称）を新たに発行します。

- 小地域ネットワーク活動ガイドブックの作成、配布
- 小地域ネットワーク活動ガイドブック（仮称）による周知

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目 標	発行準備	発行・配布600 部程度 ガイドブックに よる周知	継続	継続	継続

基本目標 2 福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり

ボランティア・地域福祉活動が活性化するように、福祉への理解促進や地域福祉の担い手づくり、その活動の情報発信・コーディネートなどを充実するため、次の重点事業を推進します。

<p>重点事業5 福祉ボランティア・地域福祉活動推進のための講演会・講座等の開催（充実）……事業番号13</p> <p>ボランティア団体などと連携し、福祉ボランティアや地域福祉活動への理解を深め、その活動を始めるきっかけとなる入門講座や地域福祉活動の活性化につながる講演会、講座などを充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉ボランティア・地域福祉活動入門講座などの充実 ■地域福祉活動活性化のための講演会、講座などの充実 					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目 標	入門講座等の見直し・充実検討	見直し・充実	継続	継続	継続
	活動活性化のための講演会・講座等の検討	実施	継続	継続	継続

<p>重点事業6 地域へ出向いての活動（充実）……事業番号14</p> <p>市民、団体、学校などが開催する車椅子・アイマスク・高齢者擬似体験等の地域福祉講座についてボランティア団体の協力を得て支援し、地域福祉への理解や担い手づくりを推進します。また、職員が出向いた座談会などを開催し、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体などと地域の課題についての情報交換を行う活動を充実していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民、団体、学校などが行う地域福祉講座などの開催支援 ■地域に出向いた座談会などの開催 					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目 標	地域福祉講座等開催支援一覧の作成・公表、支援	継続	継続	継続	継続
	地域に出向いた座談会などの開催準備	地域に出向いた座談会などの開催（2～3団体程度）	継続	継続	継続

重点事業7 福祉ボランティア・地域福祉活動団体の情報提供（充実）

……事業番号19

福祉ボランティアや地域福祉活動団体と福祉施設などの受け入れ側とのコーディネートを実施します。また、活動の一層の活性化を図るため、新たにホームページによるボランティア情報の公開について民間事業所が運営するホームページの活用も視野に入れて総合的に検討するなど、ボランティアに関する情報提供を充実します。

- ボランティアや地域福祉活動団体と受け入れ側とのコーディネートの充実
- ホームページを活用したボランティアに関する情報提供の実施

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目 標	ボランティア受け入れ側とのコーディネートの充実	継続	継続	継続	継続
	登録ボランティア情報の整理	登録ボランティア情報のホームページ掲載検討	ホームページ掲載・更新	継続	継続

基本目標3 支え合いと助け合いの地域づくり

ひとり暮らし高齢者や障害者、子育て世代などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、交流機会の拡充や見守り活動の推進、災害時の支援など、支え合いと助け合いの地域づくりを推進するため、次の重点事業を推進します。

重点事業8 あんしん・見守りモデル事業（仮称）の実施（新規）……事業番号26

支援を必要としているひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭などの見守りや安否確認を行う活動を推進するため、モデル事業を実施し、この活動が広く定着・発展するよう支え合いと助け合いの地域づくりを推進します。

- モデル事業の内容検討及び小地域ネットワーク活動団体等との協議
- モデル事業実施団体の募集及び実施支援
- 小地域ネットワーク活動団体へのモデル事業紹介と呼びかけ

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
目 標	実施内容の検討 小地域ネットワ ーク活動団体等 との協議	実施団体の募集 (2~3団体程 度)	モデル事業の実施及び支援(3年間)			検証
				小地域ネットワ ーク活動団体へ の事業報告会開 催と呼びかけ	継続	

基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

判断能力の低下した認知症高齢者、知的障害者などが必要な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次の重点事業を推進します。

重点事業9 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けた検討（新規） ……事業番号 46					
羽村市における成年後見制度*の推進や成年後見制度推進機関のあり方について検討し、東京都が推進する成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けて市と協議していきます。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 成年後見制度の推進や成年後見制度推進機関のあり方検討 ■ 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けた市との協議 					
目 標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	・ 成年後見制度の推進や成年後見制度推進機関のあり方検討 ・ 事業実施に向けた市との協議	事業実施に向けた市との協議 （結果の反映）	結果の反映	継続	継続

基本目標5 地域の人々とともに歩む社協づくり

組織体制や財政基盤の強化などに向けて、社会福祉協議会の活動周知や関係機関との連携、地域に密着した取り組みの推進などを充実するため、次の重点事業を推進します。

<p>重点事業10 ふれあい福祉まつりの開催（充実）……事業番号 47</p> <p>市民との様々な交流や福祉関係団体の活動紹介などを行うふれあい福祉まつりを開催し、市民が福祉への理解と関心を深め、相互に支え合い、助け合う地域社会を実現するため、魅力のある事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■登録団体や市民の参加による福祉への理解促進 ■地域福祉課題のテーマを設定した魅力ある事業の実施 					
目 標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	すべての登録団体への参加要請	継続	継続	継続	継続
	魅力ある事業の実施に向けた検討・結果反映	継続	継続	継続	継続

<p>重点事業11 教育関係機関との連携（充実）……事業番号 49</p> <p>市内小・中学校などとの連携を強化し、日頃からの交流や教員研修などとの連携や支援を通じて、社会福祉協議会の機能を活かした福祉の心を育む活動を充実していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会の機能を活かした交流・連携活動の充実 					
目 標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	社会福祉協議会の機能を活かした交流・連携活動の充実	継続	継続	継続	継続

第4章

活動の展開

基本目標 1 情報が得やすく、相談しやすいしくみづくり

福祉に関する様々な情報を市民がいつでも気軽に得られるしくみを整えることは、市民が主体的に地域の課題に取り組んだり、的確なサービスを選択するための手助けになるだけでなく、ボランティアなどの福祉活動を活発化することにもつながります。そのため、福祉サービスの提供や福祉活動が市民に身近なものとなるよう、福祉に関する有益な情報や市民が必要としている情報を収集・整理し、発信するしくみを充実させていきます。

また、支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談を受けられるように、相談できる機関や対応できる相談内容などについての情報を発信していきます。さらに多様化するニーズや福祉課題に対応できるよう、各相談窓口の充実と、関係機関との連携強化に取り組むとともに、相談に関わる職員の資質向上を図ります。

基本目標

取り組みの方向

情報が得やすく、相談しやすい
しくみづくり

(1) 情報提供の充実

(2) 相談支援の充実

《 市民の取り組み 》

- ・ 広報紙などから積極的に情報を得るようにしましょう。
- ・ 福祉の講座やイベントに参加して知識を広めましょう。
- ・ 社会福祉協議会や市の情報媒体を利用して、自分達の団体等の活動内容を発信しましょう。
- ・ 団体のメンバー同士や違う活動をしている団体とも、情報を交換しましょう。
- ・ 地域から孤立しがちな人や情報を得にくい人に対して、手伝えることを考えてみましょう。

社協の取り組み

- ・ 福祉の情報を市民に分かりやすく提供します。
- ・ 福祉活動を行っている市民や団体の情報発信を支援します。
- ・ 福祉に関する講座やイベントの情報などを集約して、市民に分かりやすく発信します。
- ・ 福祉情報が必要な人に届く環境づくりに取り組んでいきます。

《具体的事業一覧》

事業名	事業内容	今後の方向性
1 情報紙の発行 【重点事業1】	市民に有益な情報の提供を充実していくため、社協だよりを定期的に発行し、読みやすく親しみやすい紙面づくりを進めます。また、小地域ネットワーク活動の情報を社協だよりに掲載し、その普及に努めます。	1. 新規 2. 充 実 3. 継 続 4. 見直し
2 社協ガイドブック等の発行	年間事業をまとめた社協ガイドブックを発行するとともに、各事業やイベントなどのパンフレットを作成して社会福祉協議会の事業の周知に努めます。	1. 新規 2. 充 実 3. 継 続 4. 見直し
3 ホームページの運営 【重点事業2】	福祉情報が必要とする市民に届けられる環境づくりを進めるため、ホームページを充実し、インターネットの即時性を活かした最新情報の提供を行います。	1. 新規 2. 充 実 3. 継 続 4. 見直し

事業名	事業内容	今後の方向性
4 情報コーナーの運営	社会福祉協議会や地域福祉に関する資料、福祉ボランティア・地域福祉活動などの必要な情報が得られるよう、羽村市福祉センターに設置した情報コーナーを充実します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
5 地域への情報発信 【重点事業3】	羽村市産業祭やはむら夏まつりへの参加、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体などに職員が出向いた活動を通じて、福祉の情報発信や社協事業のPRを行っていきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
6 声の広報活動の支援	視覚に障害のある方に社協だよりの内容を届けるボランティア活動を支援します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
7 小地域ネットワーク活動ガイドブック(仮称)の発行 【重点事業4】	地域での交流や支え合い活動を支援するため、小地域ネットワーク活動ガイドブック(仮称)を発行します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

《 市民の取り組み 》

- ・ 普段から地域の人と交流し、気軽に相談できる人間関係をつくりましょう。
- ・ 相談窓口の情報について積極的に関心を持ちましょう。
- ・ 困ったときの連絡先や相談窓口などの役立つ情報を共有していきましょう。
- ・ 地域の中の民生委員・児童委員や友愛訪問員などと連携を深めていきましょう。

社協の取り組み

- ・ 日常生活から生まれる悩みや諸問題の相談を受けます。
- ・ 行政、専門機関、関係団体等の相談窓口や住民組織との連携を強化していきます。
- ・ 相談窓口に関する情報を発信するなど、相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 相談に関わる人材の資質向上を支援します。

《 具体的事業一覧 》

事業名	事業内容	今後の方向性
8 ふれあい相談事業の実施	生活の中から生まれる悩みや諸問題の解決につながるよう相談窓口を運営します。実施にあたっては、本来の役割を担っていけるよう、実施のあり方について検討します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
9 地域活動支援センター*Ⅰ型事業 あおばによる相談支援（市受託事業）	相談機能全般の強化に取り組み、法令や制度の改正などの変化に対応した情報提供に努めます。また、障害者の地域での自立した生活やその家族を支援します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
10 ピアカウンセラーによる相談支援	障害者やその理解者（ピアカウンセラー）による障害者への情報提供や悩み事への相談支援を行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
11 福祉サービス総合支援事業による相談支援（市受託事業）	利用者サポート、福祉サービス利用援助、苦情対応専門相談などの事業により、福祉サービスを必要とする方の支援を総合的に行います。なお、権利擁護などの専門的な内容については、弁護士による法律相談を行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

基本目標2 福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり

地域の実情をよく知っている市民が福祉のまちづくりの主役となり、地域福祉への関心を高め、地域福祉活動に積極的に参加し、その活動をひろめていくことが、地域福祉の充実につながっていきます。

市民が地域福祉への理解を深め、その担い手となって、お互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進するためには、子どもの頃からの学びや体験が重要な役割を果たします。こうしたことから、行政や市内の小・中学校、ボランティア団体などと連携し、児童・生徒の福祉の心を育むための教育支援や、生涯を通じて福祉の学習と体験ができる機会の拡充を図っていきます。

また、こうして得た知識や経験を実際の活動に活かしていけるよう、ボランティア活動や福祉活動に参加しやすい環境の整備、リーダーとなる人材の発掘・育成などに努めるとともに、ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人をつなぐしくみづくりなどに取り組み、地域福祉活動の活性化に努めます。

基本目標

取り組みの方向

福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり

(1) 福祉への理解促進と担い手の育成

(2) ボランティア・地域福祉活動の促進と支援

《 市民の取り組み 》

- ・地域の中で自分の知識や経験を地域福祉活動に活かしましょう。
- ・地域の福祉問題に目を向け、自分ができるところを見つけましょう。
- ・地域福祉の講演会、講習会、講座などに参加しましょう。
- ・団体等で福祉に関する講座や研修会、学習会を開催しましょう。
- ・団体等の活動に福祉体験を取り入れ、知識や経験が活かせる場をつくりましょう。

社協の取り組み

- ・地域福祉に関心を持ってもらえるような講演会や講習会、講座を開催します。
- ・団体等が行う福祉教育、講演会、講座、福祉体験学習等の開催を支援します。
- ・社協だより等で地域の福祉課題について発信します。
- ・職員が地域に出向いて、講座等の開催支援や社会福祉協議会の事業周知、地域での交流などにより支援します。
- ・地域活動の中心となるキーパーソンの発掘、育成、支援に努めます。
- ・社会福祉士などの資格取得や福祉職場での就業を希望する実習生を受け入れ、将来の福祉を担う人材の養成を支援します。

《具体的事業一覧》

事業名	事業内容	今後の方向性
12 地域福祉推進のための講演会・講座等の開催	社協福祉大会や小地域ネットワーク活動団体連絡協議会などの開催に合わせ、地域福祉の推進につながる講演会を開催します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
13 福祉ボランティア・地域福祉活動推進のための講演会・講座等の開催 【重点事業5】	ボランティア団体などと連携し、ボランティアや地域福祉活動への理解を深め、その活動を始めるきっかけとなる入門講座や福祉活動の活性化・人材育成につながる講演会、講座などを充実します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

事業名	事業内容	今後の方向性
14 地域へ出向 いての活動 【重点事業6】	地域住民、団体、学校などが行う車椅子・アイマスク・高齢者擬似体験などの講座の開催をボランティア団体の協力を得て支援します。また、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体などへ職員が出向いた座談会などを開催し、地域課題についての情報交換や支援などを充実します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
15 ボランティア 体験事業の 実施	福祉の心を育み、継続的なボランティア活動につながるよう、夏休み期間を利用して、市内の保育園や障害者・高齢者福祉施設などの協力を得て、小学生から社会人までを対象とした夏！体験ボランティア事業などを実施します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
16 障害者施設 ボランティア 受け入れ事業 の実施	社会福祉協議会が運営する障害福祉サービス事業での創作活動や外出介助のボランティアを受け入れます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
17 実習生受け 入れ事業の実 施	社会福祉士などの資格取得や将来福祉職場での就業を希望する実習生を受け入れ、将来の福祉を担う人材の養成を支援します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

《 市民の取り組み 》

- ・地域のイベントなどを通じて、地域の人々とのつながりを作りましょう。
- ・ボランティア活動や地域福祉活動に参加しましょう。
- ・参加しやすく、参加したくなるようなボランティア活動や地域福祉活動の場をつくりましょう。
- ・ボランティア活動や地域福祉活動について積極的に情報発信し、活動する機会や仲間を増やしましょう。

社協の取り組み

- ・ボランティアや地域福祉活動をコーディネートする相談支援機能を強化します。
- ・福祉施設・団体や個人でボランティアを受け入れるしくみづくりを支援します。
- ・地域のボランティア活動情報を発信します。
- ・ボランティアや地域福祉活動団体と協働できるよう、ボランティア連絡協議会や登録ボランティアとの連携を強化します。
- ・羽村市や周辺地域で開催される地域福祉事業を後援などにより支援します。
- ・障害者やその家族でつくる当事者団体の自主活動を支援します。

《具体的事業一覧》

事業名	事業内容	今後の方向性
18 福祉ボランティア団体への支援	活動費の一部助成や活動場所の提供、資機材の貸出し、団体情報の社協だよりへの掲載などにより登録福祉ボランティア団体やボランティア連絡協議会の活動を支援します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
19 福祉ボランティア・地域福祉活動団体の情報提供 【重点事業7】	一層の活動活性化のため、新たにホームページによるボランティア情報の提供を検討するなど、情報提供の充実に努めます。また、福祉ボランティアや地域福祉活動団体と福祉施設などの受入れ側とのコーディネートを行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
20 当事者団体の自主活動支援	障害者やその家族でつくる登録福祉当事者団体に対し、自主活動費の一部助成や活動場所の提供、資機材の貸出し、団体情報の社協だよりの掲載などによる支援を充実します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

事業名	事業内容	今後の方向性
21 後援・協賛による地域福祉活動の支援	羽村市内及び周辺地域で開催される地域福祉事業について、後援や協賛により支援し、地域福祉を推進します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

基本目標3 支え合いと助け合いの地域づくり



私たちが暮らす地域の福祉課題を解決していくためには、まず地域で暮らす人たちが自分たちの問題と認識して、市民の力、地域の力で支え合いと助け合いの活動を進めることが重要になります。

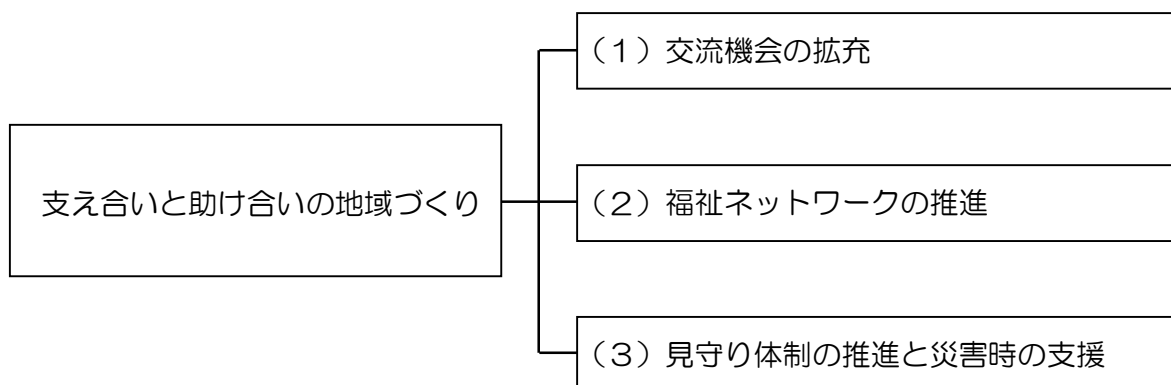
このような地域での活動を進めるために、日頃から地域で暮らす子どもから高齢者までの誰もが気軽に参加し、市民がお互いに情報や意見を交換できる交流の機会やふれあいの場の拡充を推進していきます。

また、ひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭、子育て家庭などが地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、町内会・自治会の区域を単位として行われている小地域ネットワーク活動や地域の支え合い活動などを支援し、市民による支え合い活動を推進していきます。

さらに、地震等の大災害時には、高齢者や障害者、子育て家庭などが支援を受けられるよう、市民への情報提供や関係機関との連携を図っていきます。

基本目標

取り組みの方向



《 市民の取り組み 》

- ・近隣や地域の人々とあいさつをしましょう。
- ・町内会・自治会へ加入しましょう。
- ・地域の人々と交流する機会があれば、積極的に参加・協力しましょう。
- ・住民が集まりやすいイベントを開催しましょう。
- ・活動を通じて孤立しがちな人に声をかけましょう。
- ・積極的に地域で行うサロン活動に参加しましょう。

社協の取り組み

- ・地域で交流できるきっかけづくりとなる情報を提供します。
- ・地域の支え合い活動を支援します。
- ・地域の支え合い活動の連携体制を充実します。

《 具体的事業一覧 》

事業名	事業内容	今後の方向性
22 サロン活動の支援	サロン活動が地域に広まるよう、地域ごとのサロン活動の立ち上げや呼びかけなどの啓発活動を支援します。また、運営団体に対し活動場所の提供や紹介などの支援を行います。	1. 新規 2. 充 実 3. 継 続 4. 見直し
23 障害者スポーツ・レクリエーションのつどいの開催(市共催事業)	障害者とその家族の心のリフレッシュを図るとともに、ボランティアや関係者との交流、障害福祉に対する理解促進を図るため、市との共催により障害者スポーツ・レクリエーションのつどいを開催します。	1. 新規 2. 充 実 3. 継 続 4. 見直し

《 市民の取り組み 》

- ・地域の福祉課題に関心を持ちましょう。
- ・地域の福祉課題について、地域の人々や団体と情報を共有し、ともに解決に向け活動しましょう。
- ・地域の中で支援を必要とする人を見守っていきましょう。
- ・小地域ネットワーク活動に参加しましょう。

社協の取り組み

- ・地域の福祉コミュニティが大切なことを周知します。
- ・小地域ネットワーク活動団体を支援します。
- ・地域の福祉課題について、様々な団体と連携できるしくみづくりに努めます。

《 具体的事業一覧 》

事業名	事業内容	今後の方向性
24 小地域ネットワーク活動の推進	市民が自ら福祉課題を発見し解決できるよう、研修会の開催や情報交換、連絡調整、活動の社協だより掲載などにより小地域ネットワーク活動を支援し、活性化を図ります。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
25 民生委員活動等との連携	地域のふれあいや見守り機能の充実を図るため、民生委員・児童委員や友愛訪問員が小地域ネットワーク活動団体と連携できるように市へ働きかけていきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

《 市民の取り組み 》

- ・ 近隣の人と声をかけあいましょう。
- ・ 日頃から地域との関わりをもち災害時の対応について関心を持ちましょう。
- ・ 災害が起きた時に、身近で困っている人に声をかけましょう。

社協の取り組み

- ・ 地域での見守り体制の充実に向け支援を強化します。
- ・ 災害時には羽村市からの応援要請に基づき災害ボランティアセンターや福祉避難所の運営に協力します。
- ・ 災害時に備え、羽村市と協力して地域で支援を必要としている人の見守りや安否確認を推進します。

《 具体的事業一覧 》

事業名	事業内容	今後の方向性
26 あんしん・見守りモデル事業（仮称）の実施 【重点事業8】	地域のひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭など、支援を必要としている人への見守りや安否確認を行う小地域ネットワーク活動を一層推進するため、モデル事業を実施します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
27 災害時要援護者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽村市と締結した災害に関する支援協定に基づいて、ボランティア連絡協議会、東京都社会福祉協議会と連携し、市の災害ボランティアセンターの運営に協力します。 ・ 羽村市福祉センターの防災体制や市が設置する福祉避難所の運営支援などのマニュアルづくりに協力します。 	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

基本目標 4 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

家族や地域社会での相互扶助機能の低下、生活困窮、社会的孤立などを要因とする多様な福祉ニーズに対応していくためには、一人ひとりに寄り添い、地域のすべての人が安心して生活できるよう、支援体制をつくっていくことが必要です。

このため、援助を必要とする人などが自宅や住み慣れた地域で生活を続けていくことができるように、各種の福祉サービスを提供していくとともに、公的な福祉サービスの担い手として適正に事業を運営していきます。

また、様々な困難を抱えて地域で暮らす人々を見守り、支えあいの輪を広げていくため、ボランティアの参加と協力のもとに、住民参加型サービスを充実していきます。

判断能力が不十分な高齢者や障害者などで、日常生活に支援が必要な人については、その人らしい地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用などへの援助や権利を保護していく取り組みなど、権利擁護に関する事業を推進していきます。

基本目標

取り組みの方向

一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

(1) 福祉サービスの提供

(2) 住民参加型サービスの充実

(3) 権利擁護事業の推進

《 市民の取り組み 》

- ・ 社会福祉協議会で実施している各種の福祉サービスに関心を持ちましょう。
- ・ 支援に役立つような福祉サービスの情報やその窓口となる連絡先を周囲の人達と共有しましょう。

社協の取り組み

- ・ 福祉サービスが適切に提供されるように、必要に応じてサービスのマネジメントを行っていきます。
- ・ 各種の福祉ニーズに対し、効果的な福祉サービスの提供を図ります。
- ・ 公的な福祉サービスの担い手として、効率的で質の高い事業を進めていきます。
- ・ 一時的に必要なとなった要介護高齢者や障害者などへ福祉機器を貸し出します。

《具体的事業一覧》

事業名	事業内容	今後の方向性
28 福祉機器貸出し事業の運営	福祉機器が一時的に必要なとなった在宅で生活する高齢者、障害者などの社会福祉協議会会員に対し、福祉機器を貸し出します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
29 居宅介護支援事業の運営	介護保険における要介護者の生活環境や心身の状態に適した居宅介護サービス計画を介護支援専門員*が自宅に訪問し作成します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
30 訪問介護事業等の運営	介護保険に基づく身体介護や生活援助などの訪問介護サービス事業を運営します。また、障害福祉サービス事業として、ヘルパーなどを派遣し、障害者への居宅介護サービスや同行援護、移動支援のサービスを提供します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
31 生活福祉資金貸付事業等の運営(東京都社会福祉協議会受託事業)	東京都社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業や緊急小口資金、総合支援資金などの貸付相談・申請受付などの事務を行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

事業名	事業内容	今後の方向性
32 緊急生活援助資金貸付事業の運営	低所得世帯で緊急な出費を要する市民に、一時的な生活費を貸し付け、民生委員・児童委員の協力を得て経済的自立に向けた指導援助を行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
33 受験生チャレンジ支援貸付事業の運営(市受託事業)	高校や大学の受験に要する学習塾の費用や受験料を一定所得以下の世帯に貸し付ける受験生チャレンジ支援貸付事業の相談・申請受付などの事務を行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
34 障害者就労継続支援B型事業 いちよの運営(市受託事業)	一般就労が困難な障害者に対し福祉的就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じ、社会生活及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
35 障害者生活介護事業 さくらの運営(市受託事業)	常時介護を要する障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄などの介護、創作的活動の機会の提供、その他の支援を行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
36 地域活動支援センターI型事業 あおばの運営(市受託事業)	障害者の自立の促進、生活改善、身体機能の維持向上を図るため、通所により創作的活動、機能訓練などの各種サービスを提供することにより、自立と社会参加を支援します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
37 障害児日中一時支援事業 青い鳥の運営(市受託事業)	障害児の日中における活動の場を確保するとともに、日常生活や集団活動への適応力向上を図る支援を行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
38 特定相談支援事業 あおばの運営	障害福祉サービスを利用する障害者が適切な支援を受けられるよう、本人の意思を尊重したサービス等利用計画を作成するとともに、サービス支給決定後のモニタリングを行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
39 手話通訳者派遣事業の運営	聴覚及び言語障害者が、家庭や社会での生活に支援が必要な場合に手話通訳者を派遣します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

《 市民の取り組み 》

- ・ 社会福祉協議会などが実施する住民参加型サービス事業について理解を深めましょう。
- ・ 住民参加型サービス事業に積極的に参加しましょう。

社協の取り組み

- ・ 福祉サービスの担い手として市民が参加できるように支え合い活動を推進していきます。
- ・ 住民参加型サービスの効果的な運営を行い地域福祉の向上を図ります。
- ・ 市民のボランティア団体と連携し住民参加型サービスの充実に努めます。
- ・ 育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結び、地域での子育てを支援します。

《 具体的事業一覧 》

事業名	事業内容	今後の方向性
40 高齢者等あったかホームヘルプサービス事業の運営	高齢者や障害者とその家族、ひとり親家庭の方々が安心して在宅生活を継続できるよう、食事の準備、洗濯、清掃などの支援を行います。また、サービスを提供する協力会員の増員や研修など運営の充実を図ります。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
41 ふれあい食事サービス事業の運営	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、楽しみにしていただけるような食事の提供や安否確認などをボランティア団体の協力により行い、在宅生活を支援します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
42 福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)の運営	公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援し、自立と社会参加を促進していきます。また、運行協力員の増員や研修など運営の充実を図ります。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
43 ファミリー・サポート・センター事業の運営(市受託事業)	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結び、保育施設などへの送迎や一時預かりなどにより、地域における子育てを支援します。また、サービスを提供する協力会員の増員や研修など運営の充実を図ります。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

《 市民の取り組み 》

- ・一人で悩まず困ったことがあれば、社会福祉協議会や行政などに相談しましょう。
- ・虐待を発見したら、行政や関係機関に通報しましょう。
- ・悪質商法による金銭や財産に関する電話には十分に注意し、消費者センターや警察などに相談しましょう。
- ・身寄りのない高齢者や障害者などで、福祉サービスの利用や契約の仕方が分からない人がいたら、社会福祉協議会や行政の相談窓口を紹介しましょう。

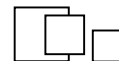
社協の取り組み

- ・判断能力が不十分な市民などに、福祉サービスの利用に関する相談や支援を行います。
- ・東京都が進める成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けて市と協議していきます。

《 具体的事業一覧 》

事業名	事業内容	今後の方向性
44 福祉サービス総合支援事業の運営(市委託事業)	福祉サービスにおける苦情対応、判断能力が不十分な方の権利擁護相談などを行い、安心して福祉サービスが利用できるよう総合的に支援します。また、弁護士による苦情などの専門相談も行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
45 地域福祉権利擁護事業の運営(東京都社会福祉協議会受託事業)	認知症や障害などにより、判断能力が不十分な市民に対して、羽村市地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度と調整を図りながら、福祉サービスの利用援助などの支援を行います。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
46 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けた検討 【重点事業9】	羽村市における成年後見活用あんしん生活創造事業のあり方について検討し、実施に向けて市と協議していきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

基本目標5 地域の人々とともに歩む社協づくり



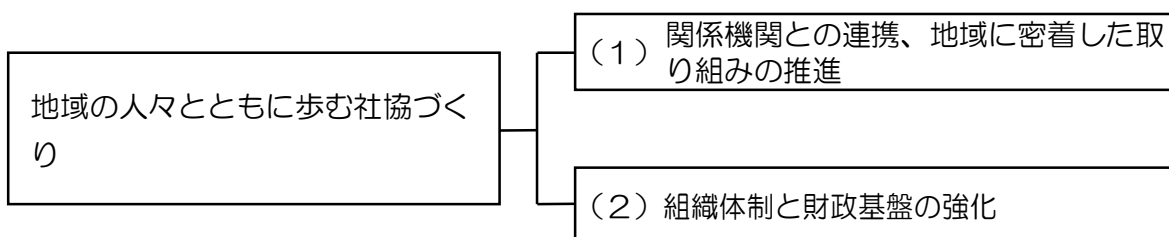
社会福祉協議会は、市民やボランティアの自主的な参加による、地域の実情に柔軟に対応した事業展開が求められており、広範な福祉概念のもとに行政と連携して地域福祉を推進しています。

そのため、市民やボランティアのほか、行政や町内会・自治会、福祉関係機関、保健医療機関、事業所などとの連携を強化し、地域福祉についての情報共有、地域の課題発見やその解決などに取り組んでいくことで、人と人とのつながりを強化し、実効性のある活動を行っていきます。

また、市民の声に耳を傾け、理事会、評議員会、事務局などの組織が一体となって、ともに協力しながら地域福祉の向上に取り組んでいきます。なお、一層の効率的な事業展開のため、事務局職員の資質向上に努め、組織力の強化を図っていくとともに、市民の期待に応える事業を展開するため、社会福祉協議会の活動内容や会員制度・寄付・募金について、市民に分かりやすく説明し、自主財源の確保に努めていきます。

基本目標

取り組みの方向



《 市民の取り組み 》

- ・福祉まつりなどの社会福祉協議会が行うイベントに友人などを誘って参加しましょう。
- ・社会福祉協議会が行う様々な事業やイベントにボランティアとして参加しましょう。

社協の取り組み

- ・市民ニーズに沿った事業展開に努め、市民と社会福祉協議会とのつながりを強化していきます。
- ・地域の福祉課題を正確に把握し、行政や福祉関係機関などと連携し、市民とともに解決に取り組みます。

《 具体的事業一覧 》

事業名	事業内容	今後の方向性
47 ふれあい福祉まつりの開催 【重点事業10】	市民が支え合う地域社会の実現を目指して、福祉関係団体の活動紹介や市民・福祉関係団体との交流など様々な企画を通じて、福祉への理解と関心を深めていただけるよう、魅力のある事業を展開します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
48 行政・福祉等関係機関との連携	市などの行政との緊密な関係を構築するとともに、近隣の市町村社会福祉協議会などとの情報共有に努め、地域包括支援センターが行う地域ケア会議との連携や災害時要援護者・生活困窮者への支援など、新たな福祉課題の解決に向けて連携を深めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
49 教育関係機関との連携 【重点事業11】	市内小・中学校などと連携し、日頃から交流を深めます。また、学校が実施する福祉教育などについて協力や支援を広めていきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
50 企業や民間団体との連携	市内企業や商工会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所などが行う社会貢献活動などと地域福祉活動との協働を推進することにより、地域の福祉力の向上を図っていきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

事業名	事業内容	今後の方向性
51 町内会・自治会との連携	地域福祉活動と関わりの深い町内会・自治会に評議員の選出や会員募集・共同募金の実施の協力をお願いするとともに、地域福祉活動などへの支援を行いながら、積極的な連携と交流に努めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
52 保健・医療関係機関との連携	西多摩保健所、保健センター、医療機関などと連携し、障害者福祉の向上や専門的な相談支援事業について取り組みます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
53 地域自立支援連絡会専門部会の運営	専門部会を定期的を開催し、地域課題の抽出や問題解決に向けて取り組んでいきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
54 社協福祉大会の開催	地域福祉やボランティア活動などに尽力されてきた個人や団体に対して、その功労を表彰し、感謝の意を表するとともに、市民にその活動を紹介します。また、地域福祉の推進につながる講演会などを開催し、福祉意識の醸成を図ります。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
55 敬老の日褒賞事業の実施	敬老のつどいを市と共催し、敬老の日に合わせて、金婚式を迎えた夫妻と米寿を迎えた方を褒賞します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

《 市民の取り組み 》

- ・社会福祉協議会の会員になりましょう。
- ・社会福祉協議会への寄付や募金活動について理解を深めましょう。

社協の取り組み

- ・効率的かつ実効性のある事業展開をしていくため、組織体制を強化していきます。
- ・組織力向上のため、職員の知識や能力の向上、事務事業等の効率化を図っていきます。
- ・事業の安定的かつ継続的な展開のために、社協会員の維持・拡大、その他財源の確保に努めます。

《 具体的事業一覧 》

事業名	事業内容	今後の方向性
56 理事会・評議員会の運営	地域福祉ニーズの変化、多様化などに対応するため、理事会と評議員会の適切な運営に努め、開かれた組織づくりに努めていきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
57 苦情解決に関する体制の運営	苦情受付担当者や苦情解決責任者、第三者委員の設置により、社会福祉協議会が行う福祉サービスへの利用者からの苦情を円滑、円満に解決するための体制を運営していきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
58 個人情報保護に関する体制の運営	個人情報の保護の徹底を図るため、個人情報保護管理者を定め、個人情報の適正な取扱いを確保していきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
59 職員の適正配置と人材育成	効率的な事務事業の執行を図るため、職員の適正配置や内部・外部研修の充実による資質向上、事務処理能力の向上を図ります。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

事業名	事業内容	今後の方向性
60 羽村市福祉センターの運営（市受託事業）	羽村市福祉センターの管理を市から受託し、地域福祉の活動拠点として、社会福祉協議会事務局を設置するほか、様々な地域福祉事業を展開します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
61 会員の加入促進に向けた取り組み	社会福祉協議会の事業を財政面から支えていただくため、市民や団体を対象に会員の役割などを分かりやすくPRし、社会福祉協議会活動に賛同する社会福祉協議会会員の加入促進を図ります。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
62 寄付の促進に向けた取り組み	社会福祉協議会の事業を財政面から支えていただくため、市民や団体などからの金品の寄付をお願いします。また、社協だよりなどを通じて寄付をした皆様を市民にお知らせします。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
63 ふれあい募金の取り組み	ふれあい募金の趣旨や協力事業所・商店などを市民に周知するとともに、ふれあい募金箱の新規設置を呼びかけるなど社会福祉協議会の行う地域福祉事業の財源確保に努めます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
64 羽村市民福祉チャリティーゴルフ大会の開催	地域福祉に関する市民意識の高揚を図り、社会福祉協議会への寄付を目的とするチャリティーゴルフ大会の開催を実行委員会事務局として推進します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
65 ふれあい福祉バザーの開催	社会福祉協議会への売上金寄付を目的として実施するふれあい福祉バザーを実行委員会事務局として推進します。なお、バザー品の提供が厳しくなっており、開催のあり方などを含め実行委員会事務局として見直しを検討します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 <u>4. 見直し</u>
66 収益金の確保に向けた取り組み	年4回発行している社協だよりの民間広告掲載料などを継続してお願いし、社協だより発行の財源として活用します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
67 各種募金事業の実施	赤い羽根共同募金は東京都共同募金会羽村地区協力会事務局として、歳末たすけあい運動募金は社会福祉協議会として、町内会・自治会、民生委員・児童委員などの協力を得て実施します。また、東京都共同募金会羽村地区協力会配分推せん委員会を開催し、地域における適正な共同募金の配分に努めます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し

第5章

計画の推進

(1) 進行管理と評価

本計画を実行性のあるものとして推進していくためには、目標達成状況を確認し、社会情勢などの変化も踏まえながら評価を加え、必要に応じて見直すことが必要です。

そのため、組織内部による進行管理と評価だけでなく、市民各層の代表などで構成する理事会や、市内全町内会・自治会の代表者などで構成する評議員会に、地域福祉活動計画に定めた全事業の年度ごとの事業計画書及び事業報告書の提出と説明を通じ、進行管理や検証・評価をいただくとともに、必要に応じて修正や変更を行い計画の実現を目指します。

(2) 市民への情報提供と計画への参画

本計画策定の趣旨や計画の内容について市民の理解を深めるため、地域福祉活動計画概要版の配布や社協だよりでの計画概要の公表、地域座談会や小地域ネットワーク活動団体連絡協議会などを通じ、積極的に情報提供を行います。

さらに、地域福祉活動計画に定めた全事業の年度ごとの事業計画書や事業報告書は、社会福祉協議会の窓口、ホームページ、社協だよりなどを通じて広く市民に公表していきます。

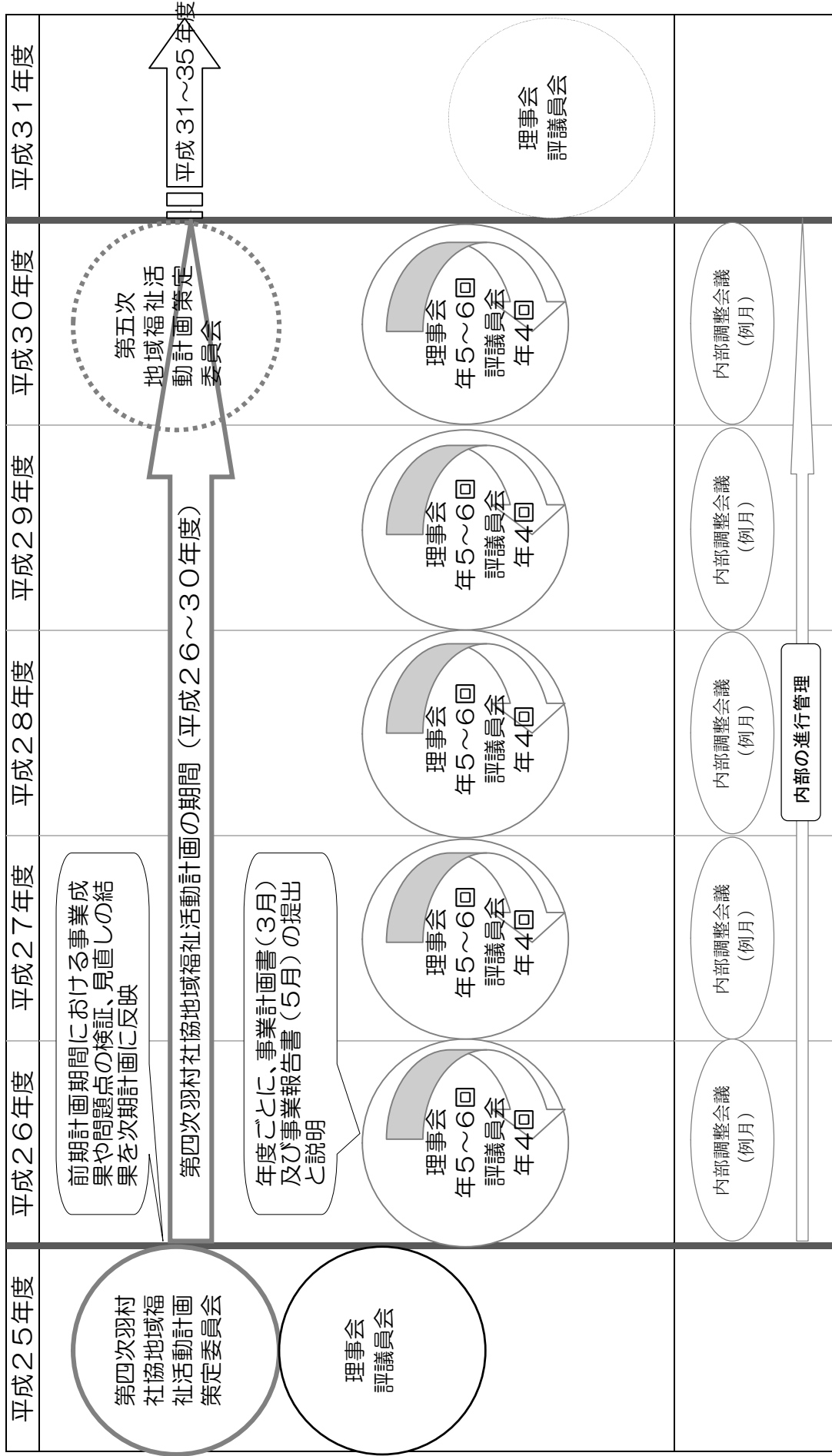
また、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、福祉関係団体や公共的団体などの代表者で構成する地域福祉活動計画策定委員会を設置し、前期の計画期間における各事業の成果や問題点などの検証を行い、見直しの結果を次の計画に反映していきます。

(3) 市民・地域・関係機関などとの連携

地域福祉への市民の主体的参加を促進し、市民が地域でお互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めていくためには、地域に住み、地域の実情を一番よく知っている市民一人ひとりが主役であるといえます。

また、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体など、地域を基盤とする見守り活動などが、平時はもちろんのこと災害時などには特に重要となります。さらに、複雑な困難ケースの対応においては、専門機関の支援も含め包括的な支援が求められることから、市民、地域、関係機関などと連携して本計画を推進していきます。

— 計画の進行管理 イメージ図 —



第6章

資料編

(1) 委員

任期：平成25年3月21日～平成25年12月18日

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	井上 克巳	福祉行政経験者	知識経験者	
2	松田 京子	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	知識経験者	
3	濱本 栄子	社会福祉法人羽村市社会福祉協議会理事会	羽村市社会福祉協議会の役員	
4	橋本 芳明	羽村市民生児童委員協議会	民生委員・児童委員の代表者	
5	森田 幸男	羽村市町内会連合会	町内会・自治会の代表者	
6	指田 明彦	羽村私立保育園協議会	社会福祉施設の代表者	
7	江原 靖典	社会福祉法人そよかぜ	社会福祉施設の代表者	
8	中野永久栄	羽村市老人クラブ連合会	高齢者団体の代表者	
9	飛田 一郎	小地域ネットワーク活動団体連絡協議会	福祉関係団体の代表者	
10	田口 尚子	特定非営利活動法人羽村市手をつなぐ親の会	福祉関係団体の代表者	
11	松島 郁子	東京都西多摩保健所	保健・医療機関の代表者	任期：平成25年3月31日まで
	山口久美子			任期：平成25年4月1日から
12	塩田 篤	羽村市商工会	商工会の代表者	
13	坂井美恵子	羽村市公立小中学校校長会	学校関係者	任期：平成25年3月31日まで
	山崎 尚史			任期：平成25年4月1日から
14	中野 鈴子	羽村市ボランティア連絡協議会	ボランティア団体の代表者	
15	笠井 宏泰	羽村市福祉健康部社会福祉課	関係機関の職員	

(2) 委員会開催状況

開催日	開催回	審議内容等
平成25年 3月21日（木）	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の傍聴及び会議録の公開等について 「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係等について 地域福祉活動計画策定における市民ニーズの把握方法について 委員会の日程について
5月7日（火）	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 第三次計画の総括について 団体ニーズ調査等の予定について
7月18日（木）	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 羽村市の地域福祉をめぐる状況（データ）及び市民ニーズ（団体ヒアリング）の調査結果について 第四次地域福祉活動計画の体系骨子（案）について 地域の福祉課題（案）について
9月10日（火）	第4回	<ul style="list-style-type: none"> 第四次羽村市地域福祉活動計画（素案）について
11月11日（月）	第5回	<ul style="list-style-type: none"> 第四次羽村市地域福祉活動計画（案）について
12月9日（月）	第6回	<ul style="list-style-type: none"> 第四次羽村市地域福祉活動計画（答申案）について

※答申：平成25年12月18日（水）

(3) 委員会の主な意見

●基本目標1 情報が得やすく、相談しやすいしくみづくり

- ・社協だよりの発行回数を増やせないか。
- ・社協だよりは、メインの記事を設定したり、レイアウトを工夫したりして読みやすくしてほしい。
- ・2団体ずつ社協だよりに掲載している小地域ネットワーク活動の報告は、別に発行できないか。
- ・社協だよりと別小地域ネットワーク活動の内容を掲載した印刷物を作って地域に説明をしたら、その活動がひろがっていく。
- ・社会福祉協議会は、いろいろな事業を展開し、専門性を持った職員がたくさんいる。高い認知度を維持している利点を活かして、総合相談的な役割を担うしくみを強化していくことも必要である。
- ・各団体が似たような相談支援事業を行っている。それらの相談事業を各団体が協働したらいい。社会福祉協議会がそのコーディネーター役を担っていたら、皆が活動しやすいのではないか。

●基本目標2 福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり

- ・将来の福祉の担い手となる小・中学生は、いろいろなことを知っておくことが必要である。興味を持っている一部の児童・生徒だけではなく、学校の教育課程の中でのカリキュラムとして福祉の体験などを組み込む必要がある。
- ・小・中学校の授業などに使う副読本のようなものをつくり、子どもの頃から福祉やボランティアの意識を高める活動を行ったほうがよい。
- ・ボランティア活動の拠点がどこかにあって、いろいろな相談ができるようなシステムがあれば、もう少しボランティアの仲間が増える。
- ・専門の人が受けて振り分けてくれるボランティア相談のコーディネート機関が社会福祉協議会にあったらいい。
- ・ボランティアそのものに関心のない人が多い。小地域や町内会などで社会福祉協議会が講演会や講習会をしたら、もっとボランティアへの関心を持ってもらえるのではないか。

●基本目標3 支え合いと助け合いの地域づくり

- ・小地域ネットワーク活動は、信頼・規範・ネットワークといった絆づくりが目標である。市民にそういった福祉意識の醸成を促す研修や広報を行ってほしい。
- ・小地域ネットワーク活動で交流事業を行っているが、地域のつながりがなかなか持てない。福祉への意識を高めるために、動機づけやモチベーションを高め、市民の意識の醸成を図るような研修の開催をお願いしたい。
- ・安否確認、声かけは、小地域ネットワーク活動が関わってくる問題である。この活動がどういうものか、その役割をしっかりと広め、知ってもらうことが

大事である。民生委員・児童委員など情報を持っている人たちが小地域ネットワーク活動に関わっていく必要もある。

- ・小地域ネットワーク活動団体がその地域でひとり暮らし高齢者や障害者などが被災したときの援護や孤独死が起きないように活動していくことを市民に周知していく必要がある。
- ・困ったときに社会福祉協議会や行政へ相談に行くのは抵抗があると思う。小地域ネットワーク活動を通じて、この問題は行政、この問題は社会福祉協議会、あとはボランティアというように割り振ったほうが有効に問題解決できるのではないか。
- ・老人会でも安否確認をしている。しかし、老人会会員だけなので、小地域ネットワーク活動などの団体と連携した安否確認ができないか。
- ・小地域ネットワーク活動団体と町内会・自治会との役割分担がはっきりしていないので、小地域ネットワーク活動のガイドブックをつくることは非常によいことである。

●基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

- ・ひとり暮らしの高齢者・障害者、ひとり親家庭、子育て家庭で支援の必要な人が地域の見守りの中で見えてこない。行政から情報が提供されない中で、どうしたらいいのか検討していかなければならない。
- ・高齢者の見守りは、地域の力を使いながらしくみをつくろうとする動きがあるが、高齢者だけでなく障害者など見守りが必要な方々を幅広く検討していくことが大事である。
- ・複合した課題や難しいケースを持った世帯が増えている。成年後見などは市の複数の課にまたがっていて、一本化されていないという問題などがある。

●基本目標5 地域の人々とともに歩む社協づくり

- ・社会福祉協議会の目的や活動などを市民がもっと知っておく必要がある。
- ・町内会の行事として福生警察署や消防署などの職員を招いて講演会を開催している。このような講演会で社会福祉協議会にも事業内容などについて分かりやすく説明をしていただきたい。
- ・町内会で子どもからお年寄りまで多くの皆さんが集まるとき、町内会長が集まるときなどに社会福祉協議会の事業などの情報提供をしていただきたい。
- ・小・中学校の教員は、就労までを見据えて子どもたちと接しなければならない。現場の教員が福祉の現状を理解する研修などでも社会福祉協議会に協力いただきたい。
- ・活動の財源を確保するため、社協だよりの広告掲載募集などのような活動をしてはどうか。
- ・現在の社協会員募集のチラシでは、会員募集の趣旨を理解してもらえないときがある。会員の役割を分かりやすく記載するなどの工夫をしたらどうか。

第四次羽村市地域福祉活動計画策定委員会要綱

平成24年10月31日羽社協発第862号

(設置)

第1条 第四次羽村市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、第四次羽村市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議をし、会長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 羽村市社会福祉協議会の役員
- (3) 民生・児童委員の代表者
- (4) 町内会・自治会の代表者
- (5) 社会福祉施設の代表者
- (6) 高齢者団体の代表者
- (7) 福祉関係団体の代表者
- (8) 保健・医療機関の代表者
- (9) 商工会の代表者
- (10) 学校関係者
- (11) ボランティア団体の代表者
- (12) 関係機関の職員

(委員の任期)

第4条 前条に定める委員の任期は、第2条に定める会長への答申の日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の活動状況を適宜会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会事務局総務課総務係において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行し、第2条に定める答申の日をもって廃止する。

3

福祉ボランティア・地域福祉活動団体ニーズ調査

1 調査対象団体及び調査日

No.	団体名	調査日	実施場所
1	高齢者等あったかホームヘルプサービス協力会員、ファミリー・サポート・センター事業協力会員	平成25年 5月8日(水)	羽村市福祉センター
2	羽村市居宅介護支援事業者連絡会	5月14日(火)	羽村市福祉センター
3	羽村市民生児童委員協議会(役員会)	6月7日(金)	羽村市役所202会議室
4	羽村市立小・中学校PTA連合会	6月7日(金)	羽村市立栄小学校
5	緑ヶ丘西町内会(役員会)	6月8日(土)	緑ヶ丘会館
6	羽村市ボランティア連絡協議会	6月17日(月)	羽村市福祉センター
7	地域活動支援センターあおば	6月17日(月)	羽村市福祉センター
8	まつの木保育園	6月19日(水)	私立羽村まつの木保育園
9	ふれあいキャリー協力員	6月20日(木)	羽村市福祉センター
10	小地域ネットワーク活動団体：清流 ふれあいの会	6月21日(金)	清流会館
11	本町第三町内会(役員会)	6月21日(金)	本町第三町内会集会所
12	小地域ネットワーク活動団体：五ノ 神東ふれあい友の会	6月25日(火)	五ノ神会館
13	羽村市老人クラブ連合会(役員会)	7月5日(金)	羽村市役所203会議室

2 調査項目

- 各団体の活動上の現状・課題
- 地域の福祉課題
- 地域福祉活動計画への希望や意見等
- 羽村市社会福祉協議会への期待や意見等

3 調査結果

「福祉ボランティア・地域福祉活動団体ニーズ調査報告書」としてまとめた。

(1) 第四次羽村市地域福祉活動計画検討会議名簿

No.	氏名	所属及役職	備考
1	羽村 富男	事務局長	
2	島田 宗男	総務課長	
3	矢ヶ崎真木	総務課総務係長	
4	村井 未帆	総務課地域福祉係長	
5	指田 寿也	障害者支援課長	
6	中野 良次	障害者支援課施設支援係長	
7	青木 岳彦	障害者支援課相談支援係長	

(2) 福祉ボランティア・地域福祉活動団体ニーズ調査部会名簿

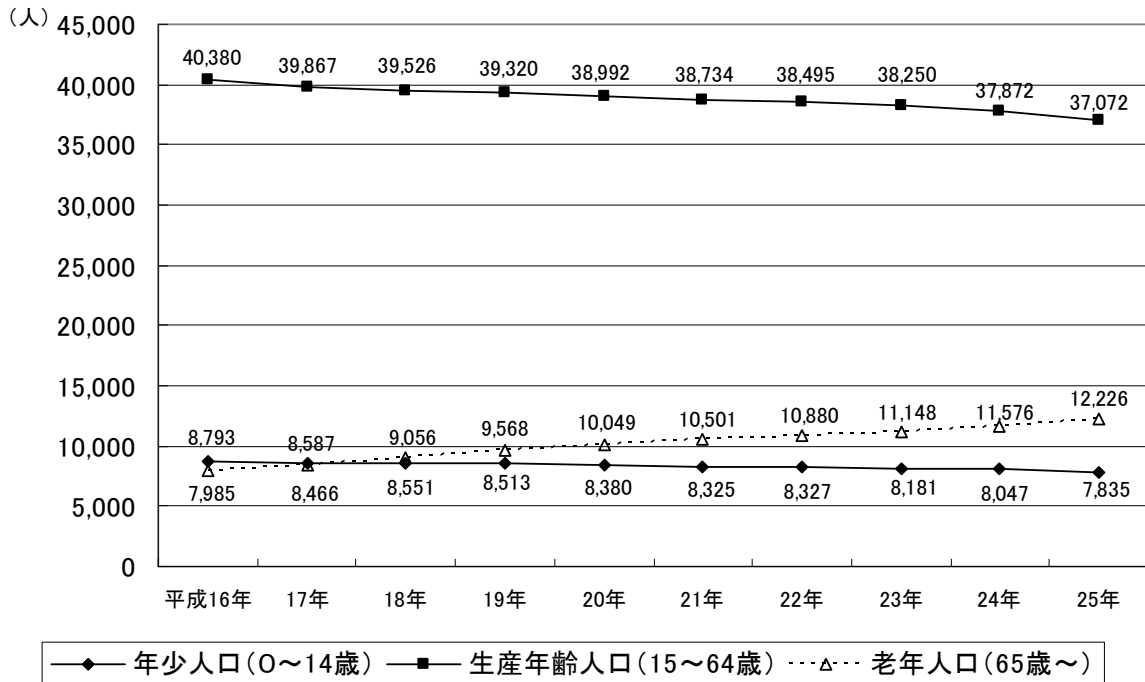
No.	氏名	所属及役職	備考
1	矢ヶ崎真木	総務課総務係長	
2	小林 真	総務課総務係主事	
3	下田 恵	総務課総務係主事	
4	村井 未帆	総務課地域福祉係長	
5	加藤 雅人	総務課地域福祉係主事	
6	中山 孝志	総務課ケアサービス係主事	
7	田中加奈恵	総務課地域福祉係主事	
8	中野 良次	障害者支援課施設支援係長	
9	青木 岳彦	障害者支援課相談支援係長	
10	池永雄一郎	障害者支援課相談支援係主事	

5

羽村市の地域福祉をめぐる状況（基礎データ）

（1）羽村市の人口の推移

資料1 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



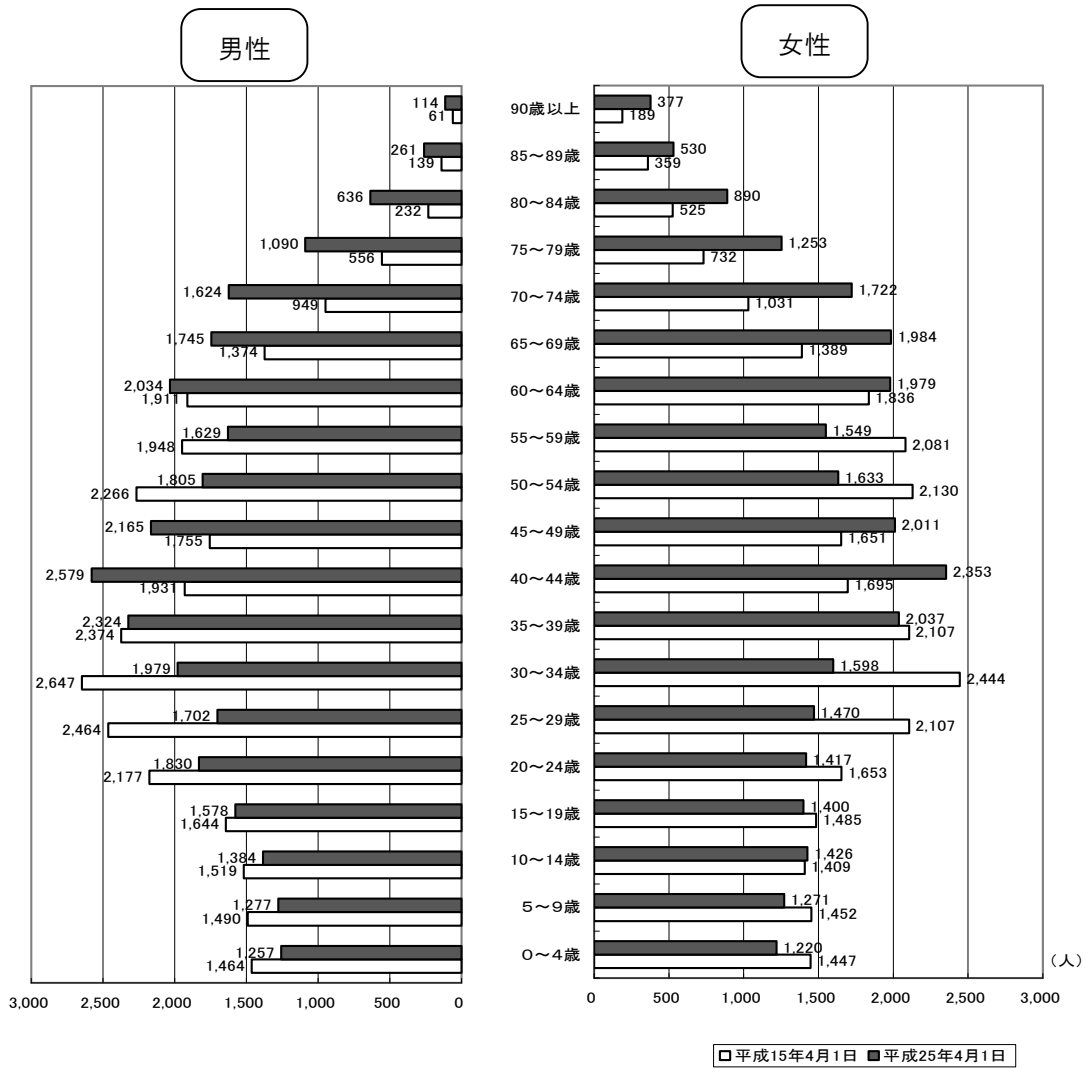
構成比：総人口計に対する比率

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口(人)	0~14歳	8,793	8,587	9,551	8,513	8,380	8,325	8,327	8,181	8,047	7,835
	15~64歳	40,380	39,867	39,526	39,320	38,992	38,734	38,495	38,250	37,872	37,072
	65歳~	7,985	8,466	9,056	9,568	10,049	10,501	10,880	11,148	11,576	12,226
	65~74歳	4,961	5,233	5,603	5,905	6,184	6,478	6,609	6,580	6,732	7,075
	75歳~	3,024	3,233	3,453	3,663	3,865	4,023	4,271	4,568	4,844	5,151
	計	57,158	56,920	57,133	57,401	57,421	57,560	57,702	57,579	57,495	57,133
構成比(%)	0~14歳	15.4	15.1	15.0	14.8	14.6	14.5	14.4	14.2	14.0	13.7
	15~64歳	70.6	70.0	69.2	68.5	67.9	67.3	66.7	66.4	65.9	64.9
	65歳~	14.0	14.9	15.9	16.7	17.5	18.2	18.9	19.4	20.1	21.4
	65~74歳	8.7	9.2	9.8	10.3	10.8	11.3	11.5	11.4	11.7	12.4
	75歳~	5.3	5.7	6.0	6.4	6.7	7.0	7.4	7.9	8.4	9.0

※ 構成比はそれぞれの年齢区分ごとに算出しているため、「65~74歳」と「75歳~」の構成比の合計と「65歳~」の構成比は一致しない場合がある。また、同様に全年齢区分の合計は100パーセントにならない場合がある。

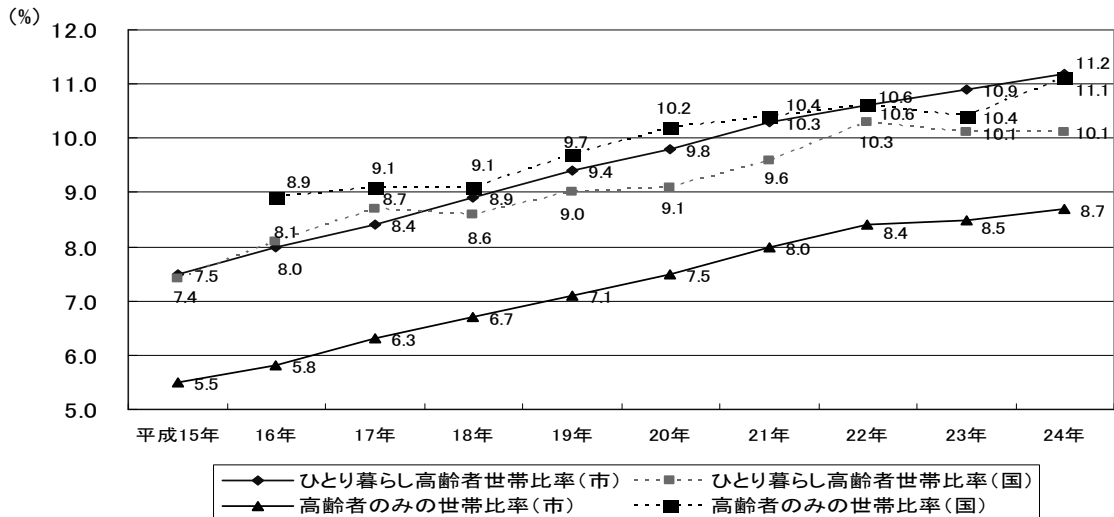
資料：羽村市人口統計表（外国人含む、各年4月1日現在）

資料2 年齢別人口構成



市人口統計表 (外国人含む、各年4月1日現在)

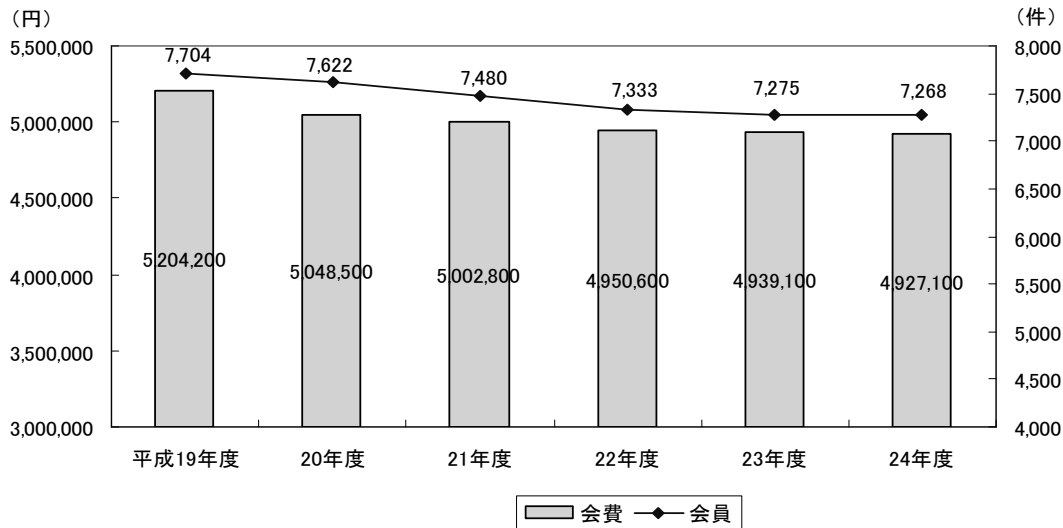
資料3 高齢者世帯比率の推移



資料：住民基本台帳 (各年4月1日現在)
(国) は厚生労働省「国民生活基礎調査」より算出

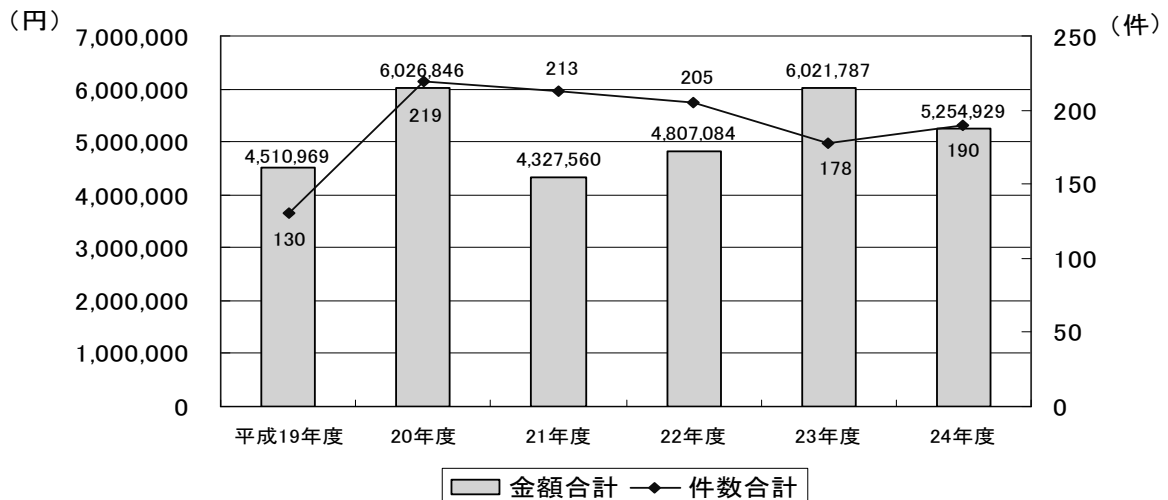
(2) 羽村市社会福祉協議会の状況

資料4 社会福祉協議会会員の状況



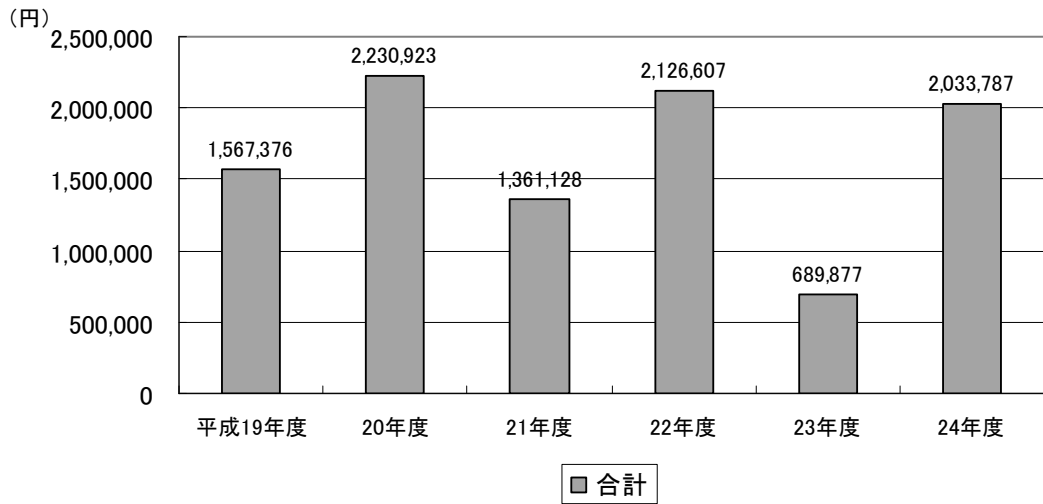
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人会員	7,486件 4,186,200円	7,411件 4,141,500円	7,254件 4,041,800円	7,101件 3,951,600円	7,028件 3,910,100円	7,018件 3,912,100円
団体会員	218件 1,018,000円	211件 907,000円	226件 961,000円	232件 999,000円	247件 1,029,000円	250件 1,015,000円
合 計	7,704件 5,204,200円	7,622件 5,048,500円	7,480件 5,002,800円	7,333件 4,950,600円	7,275件 4,939,100円	7,268件 4,927,100円

資料5 寄付金の状況



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般寄付	61件 4,293,417円	160件 5,716,170円	156件 4,017,565円	141件 4,454,840円	123件 5,849,952円	130件 4,937,878円
指定寄付	2件 39,000円	4件 65,000円	6件 150,532円	8件 157,515円	5件 24,150円	6件 33,140円
ふれあい募 金	67箇所 67件 178,552円	55箇所 55件 245,676円	51箇所 51件 159,463円	56箇所 56件 194,729円	57箇所 50件 147,685円	51箇所 54件 283,911円
合 計	130件 4,510,969円	219件 6,026,846円	213件 4,327,560円	205件 4,807,084円	178件 6,021,787円	190件 5,254,929円

資料5-1 実行委員会からの寄付金の状況

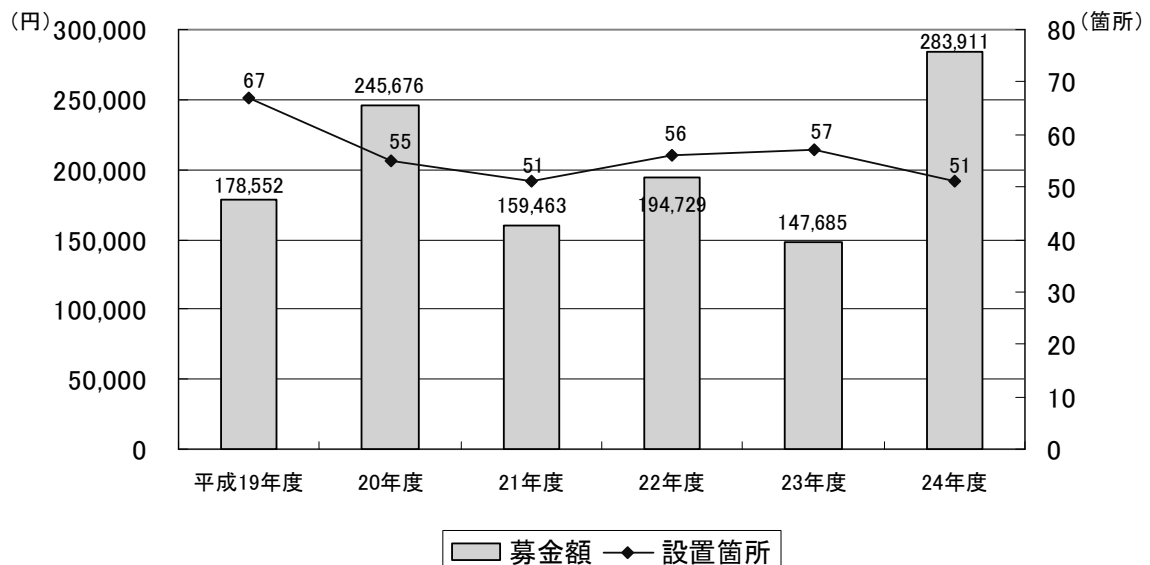


	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
チャリティーゴルフ大会実行委員会	参加者267人 941,749円	265人 958,426円	243人 825,848円	217人 830,603円	—	198人 807,662円
ふれあい福祉まつり実行委員会	625,627円 (412,008円)	617,348円 (461,614円)	535,280円 (433,895円)	613,537円 (429,581円)	689,877円 (403,977円)	622,035円 (387,746円)
ふれあい福祉バザー実行委員会	—	655,149円 (208,968円)	—	682,467円 (154,103円)	—	604,090円 (158,060円)
合計	1,567,376円	2,230,923円	1,361,128円	2,126,607円	689,877円	2,033,787円

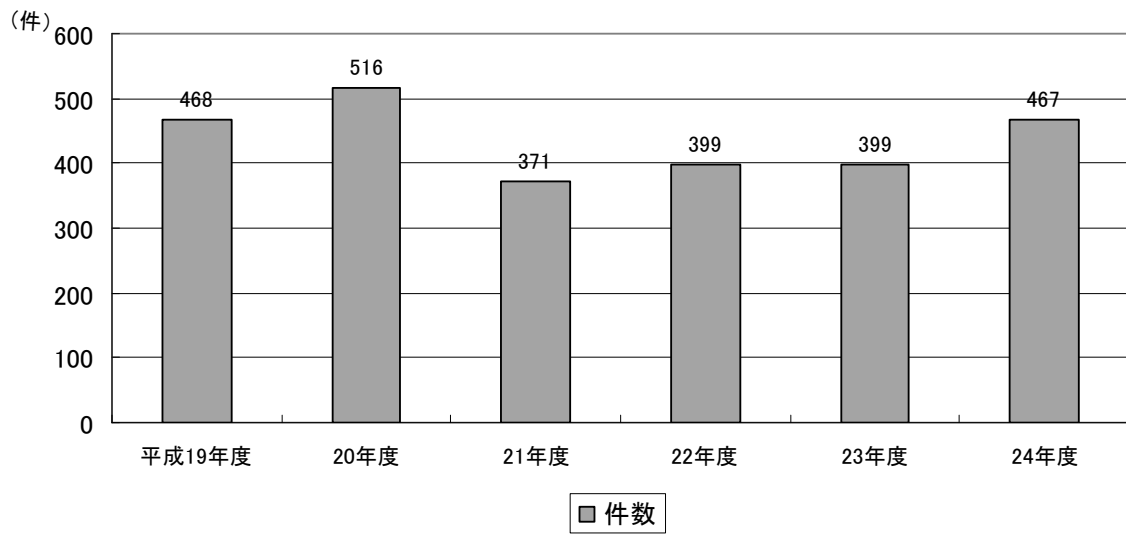
※ 平成23年度は東日本大震災の影響によりチャリティーゴルフ大会が中止となった。

※ ふれあい福祉まつり実行委員会及びふれあい福祉バザー実行委員会にはかっこ書きで当該事業費を記載した。

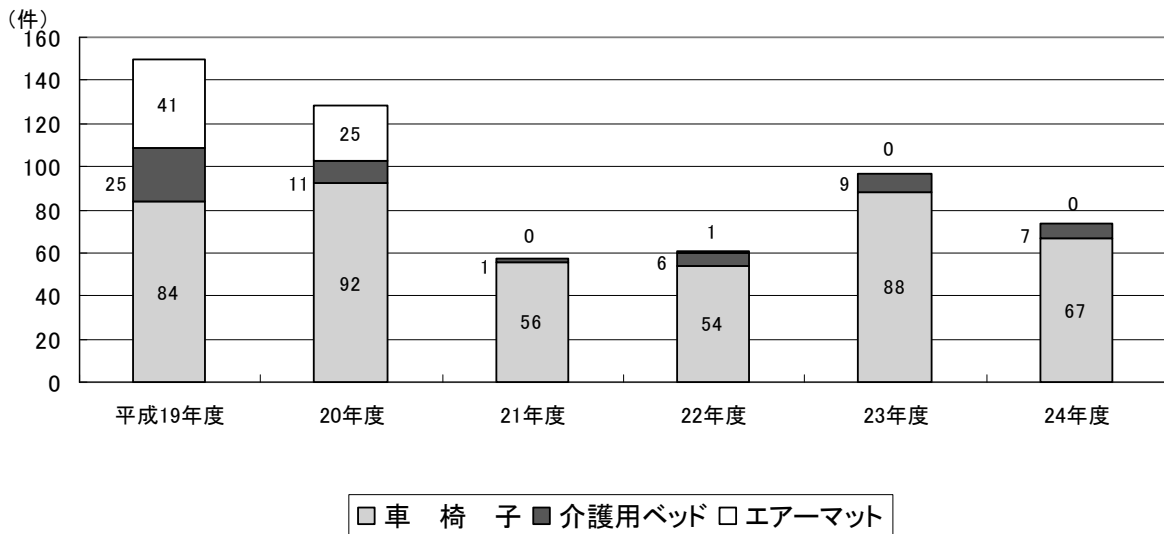
資料5-2 ふれあい募金設置事業所等の状況



資料5-3 物品寄付の状況

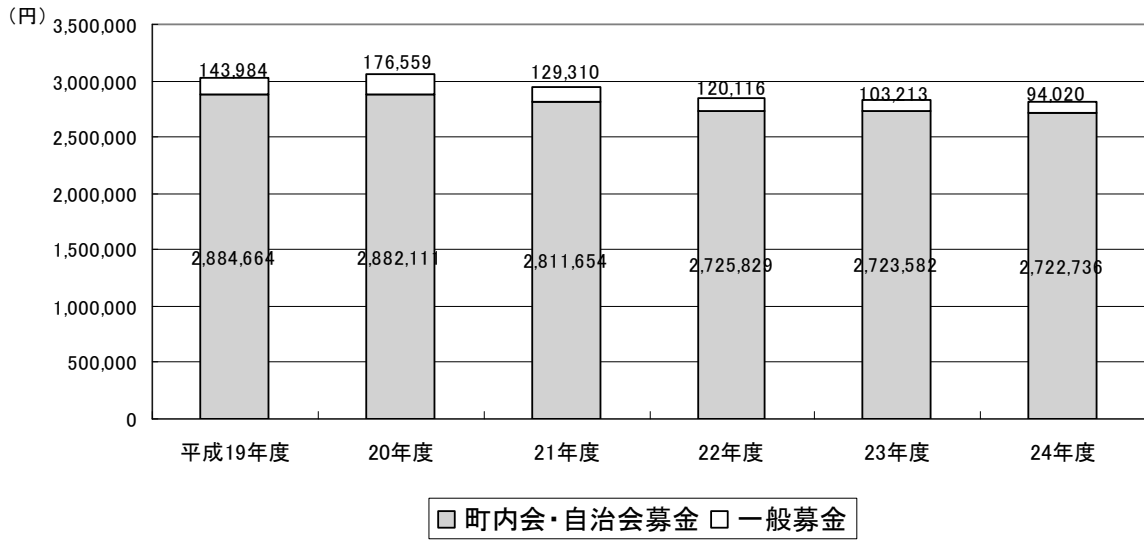


資料6 福祉機器貸出しの状況



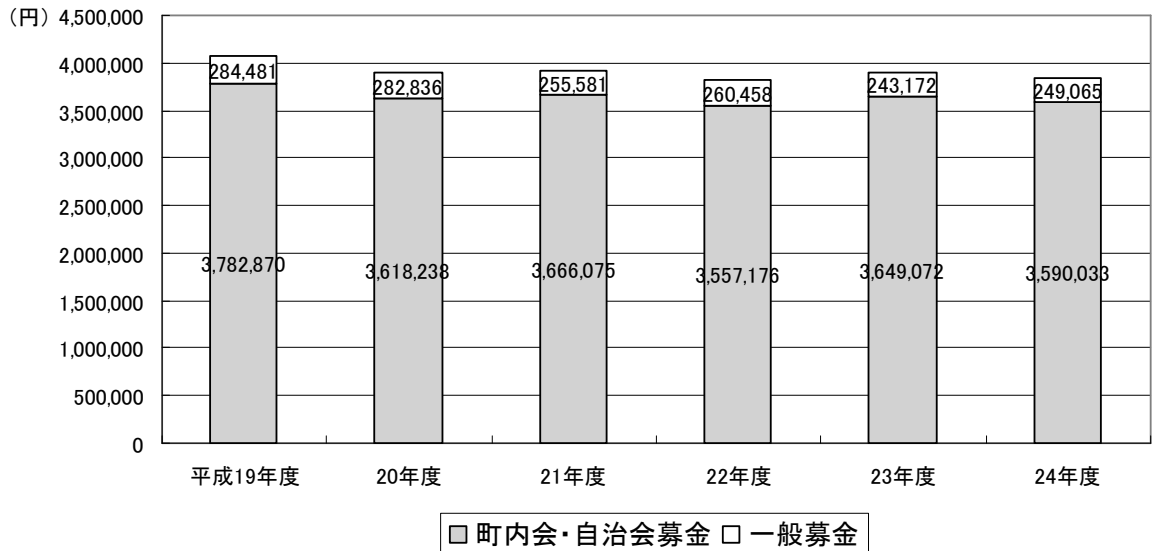
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
車椅子	84件	92件	56件	54件	88件	67件
介護用ベッド	25件	11件	1件	6件	9件	7件
エアーマット	41件	25件	0件	1件	0件	0件
合計	150件	128件	57件	61件	97件	74件

資料7 赤い羽根共同募金の状況



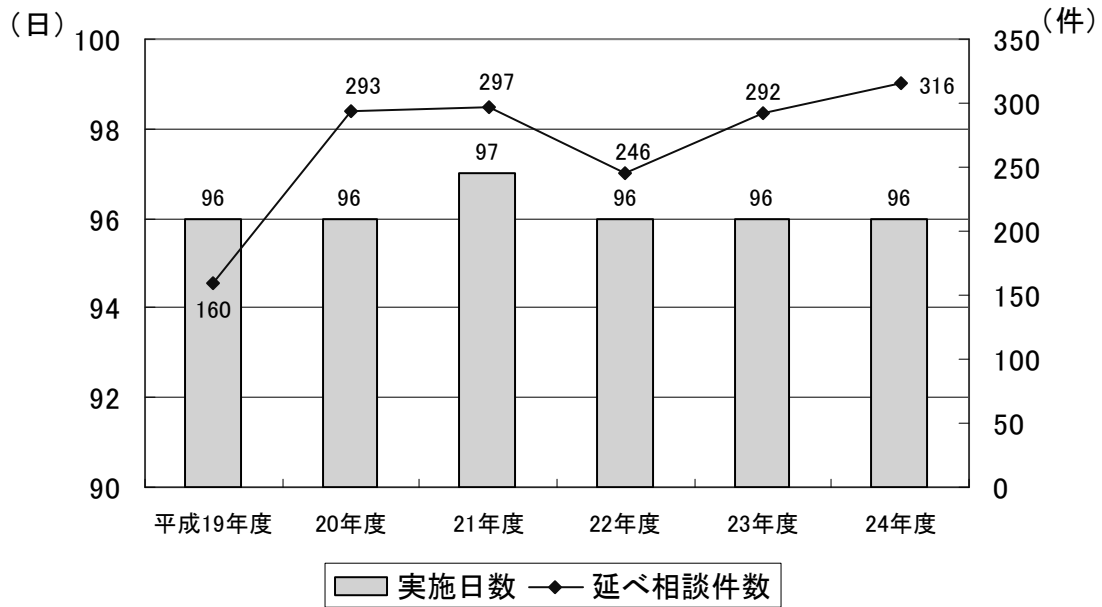
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
町内会・自治会募金	2,884,664円	2,882,111円	2,811,654円	2,725,829円	2,723,582円	2,722,736円
一般募金	143,984円	176,559円	129,310円	120,116円	103,213円	94,020円
募金合計	3,028,648円	3,058,670円	2,940,964円	2,845,945円	2,826,795円	2,816,756円

資料8 歳末たすけあい運動募金の状況



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
町内会・自治会募金	3,782,870円	3,618,238円	3,666,075円	3,557,176円	3,649,072円	3,590,033円
一般募金	284,481円	282,836円	255,581円	260,458円	243,172円	249,065円
募金合計	4,067,351円	3,901,074円	3,921,656円	3,817,634円	3,892,244円	3,839,098円

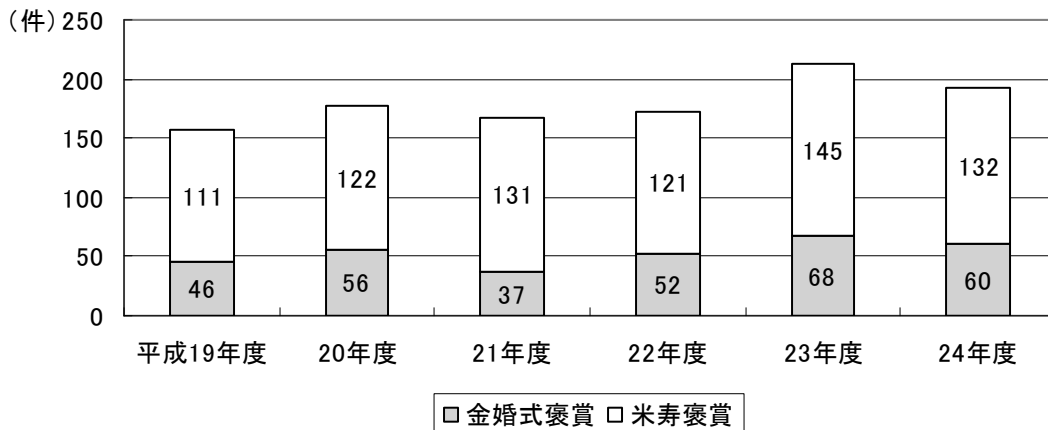
資料9 ふれあい相談事業の状況



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施日数	96日	96日	97日	96日	96日	96日
延相談件数	160件	293件	297件	246件	292件	316件

※ 毎週木曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く。）に実施

資料10 敬老の日褒賞事業の状況



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
金婚式褒賞	46件	56件	37件	52件	68件	60件
米寿褒章	111件	122件	131件	121件	145件	132件

資料1-1 福祉サービス総合支援事業の状況

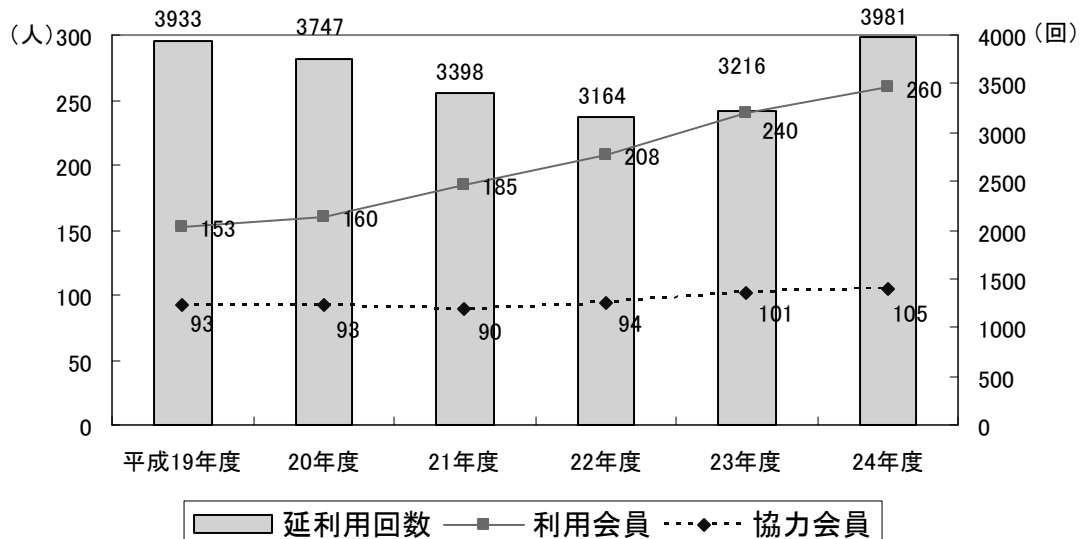
	平成23年度	平成24年度
相談事業（利用者サポート）	21件	65件
福祉サービス利用援助	2件	5件
弁護士による法律相談	4件	7件

資料1-2 地域福祉権利擁護事業の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
福祉サービス利用援助	2件	2件	3件	2件	2件	4件
日常的な金銭管理	2件	2件	3件	2件	2件	3件
書類等預かり	1件	1件	1件	0件	2件	2件

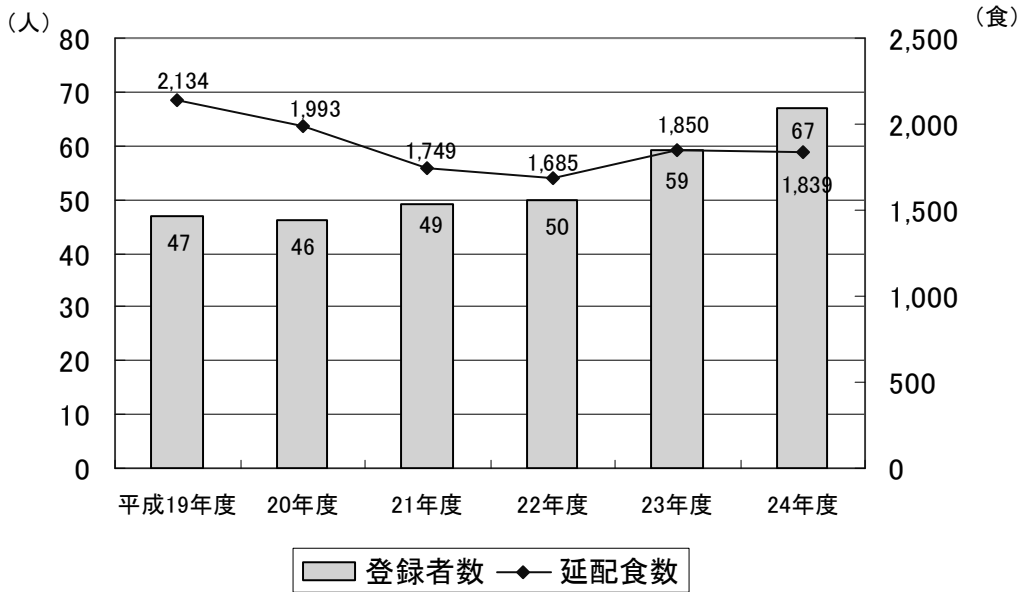
※ 福祉サービス利用援助の数値は、「資料1-1 福祉サービス総合支援事業の状況」における福祉サービス利用援助の数値と一部重複する。

資料1-3 高齢者等あったかホームヘルプサービス事業の状況



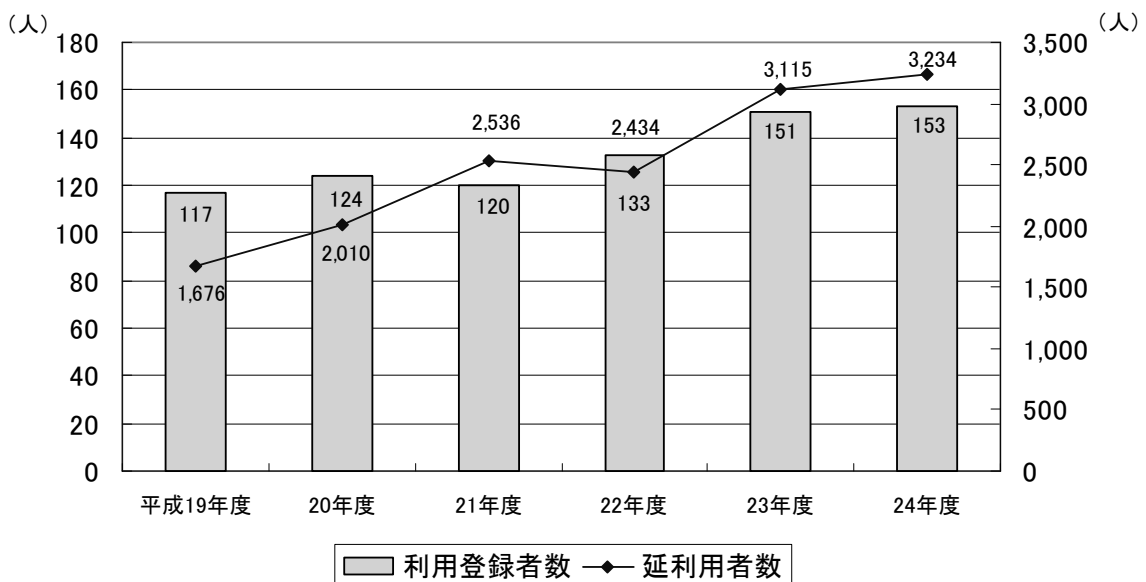
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用会員	153人	160人	185人	208人	240人	260人
協力会員	93人	93人	90人	94人	101人	105人
延利用人数	658人	697人	697人	660人	698人	780人
延利用回数	3,933回	3,747回	3,398回	3,164回	3,216回	3,981回
延利用時間	5696.0時間	5065.0時間	4521.0時間	4288.5時間	4387.5時間	5267.0時間

資料14 ふれあい食事サービス事業の状況



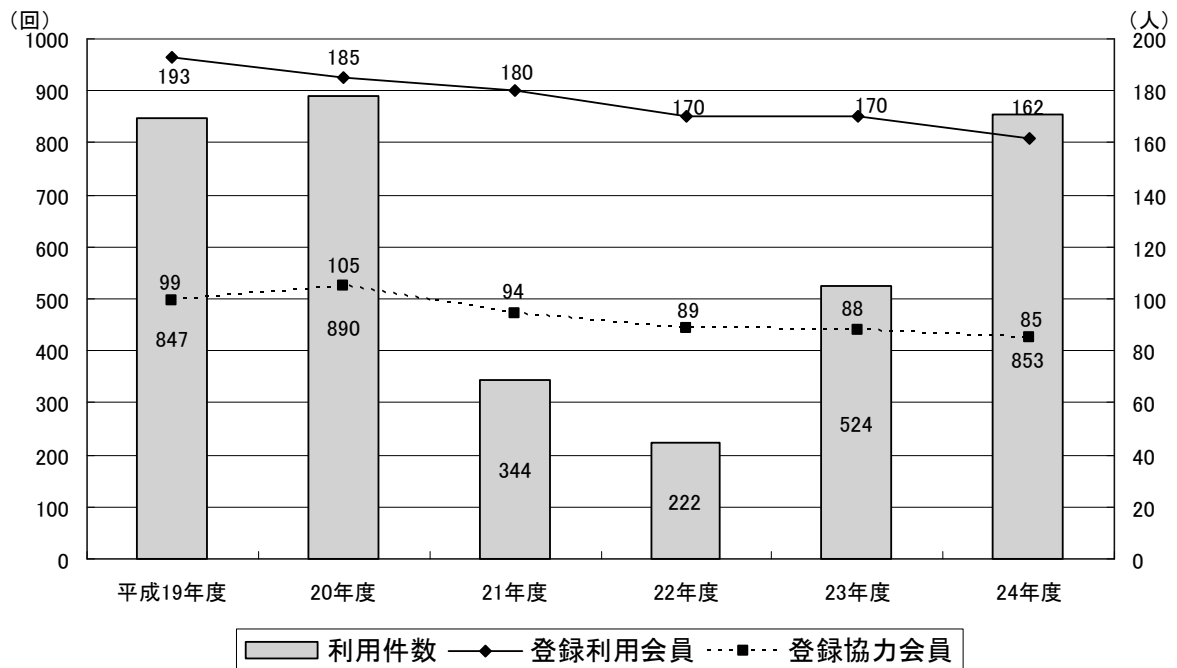
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
配食回数(毎週木曜日)	51回	51回	51回	52回	51回	51回
登録者数	47人	46人	49人	50人	59人	67人
延配食数	2,134食	1,993食	1,749食	1,685食	1,850食	1,839食

資料15 福祉有償運送事業(ふれあいキャリア)の状況



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用登録者数	117人	124人	120人	133人	151人	153人
運行協力員登録者数	21人	16人	14人	19人	18人	19人
運行日数	265日	254日	288日	293日	282日	315日
延利用人数	1,676人	2,010人	2,536人	2,434人	3,115人	3,234人

資料16 ファミリー・サポート・センター事業の状況



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録利用会員	193人	185人	180人	170人	170人	162人
登録協力会員	99人	105人	94人	89人	88人	85人
利用件数	847回	890回	344回	222回	524回	853回

あ行

* 新しい公共(3ページ)

中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」（平成14年7月）では、「個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支えあう互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が、従来の『官』と『民』という二分法では捉えきれない、新たな『公共』のための活動とも言うべきものとして評価されるようになってきている」として「新しい公共」が表現されている。

一般的には、市民、市民団体、事業者及び行政が協働して創出し、共に担う公共をいう。従来の「公・私」二元論から「私・公共・公」への三元論の必要性が指摘されている。

* インフォーマルサービス(18ページ)

インフォーマルは「非制度的（公の制度に基づかない）」という意味。フォーマル（公式・制度的）の反対語として使われる。

個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティアなどによる非公式な支援の総称。援助を必要とする個人が、それまで築いてきた私的な人間関係において互助的に交換される尊重や愛情のような情緒的・精神的支援から、助言や情報提供、物や金銭の提供及び介護や家事援助などの具体的な支援までを含む概念。

* NPO（特定非営利活動法人）(12、27、28ページ)

民間非営利組織のこと。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション（non profit organization）」の略。利潤を目的とせず、社会的な活動を行う同様の民間組織で、自発的で主体的なテーマ型コミュニティ。行政にとってNPOとの協働がこれからの課題となっている。

* エンパワメント(28ページ)

個人や集団が自らの人生の主人公となり、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるよう、個人の社会的機能を自身の内発的な動機により向上させ、自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること、又はそれを支援すること。

か行

* 介護支援専門員（ケアマネジャー）(55ページ)

援助の過程において、利用者の自立を助けるための専門知識と技術を持ち、利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保健・医療・

福祉サービスの調整等を図る（ケアマネジメント）役割をもつ援助者のこと。介護保険制度では、ニーズとサービスの間の円滑で効率的な調整を行うため、制度として介護支援専門員によるケアプランの作成が導入されている。

*** 共生社会(18、28ページ)**

多様な価値観や文化を持った市民だれもが、性別や国籍に関わらず、お互いを尊重しあい、地域でともに生きる社会をいう。

*** 共同募金(20、61、63ページ)**

赤い羽根をシンボルとする共同募金は、戦後、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動を制度化したもので、今日では各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されている。社会福祉法第112条では、共同募金を「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体を除く）に配分することを目的とするものをいう」と規定されている。

*** 権利擁護(10、44、54、58ページ)**

人間としての権利を保障すること。高齢者や障害のある人などの権利侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにすることや、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わって援助者が代理として権利やニーズ表明を行うこと（代弁）をいう。

*** コーディネーター(27、73ページ)**

「調整者」としての役割を担う人のこと。ボランティアとそれを求める団体や個人の間を取りもったり、ボランティアの人的資源や物的資源、財政的資源などを効果的・効率的に活用したり、しくみを調整すること。

*** 子ども家庭支援センター(19ページ)**

子どもと家庭に関する総合的支援機関として、あらゆる相談に応じるほか、子育てサークルやボランティアの育成などの地域組織化支援なども行っている。羽村市では市役所内に設置している。

*** 孤立死(15ページ)**

誰にも看取られずに死亡すること。地域社会とのつながりに乏しく、行政の支援も得られずに亡くなってしまうことをいう。ひとり暮らしの高齢者に降りかかるイメージが強いが、夫婦など複数で暮らしていても、世帯が孤立し、共倒れに近い形で亡くなるケースも少なくない。特に、ひとり暮らしの高齢者が自室内で死亡し、死後しばらく経って初めて遺体が発見されるような場合に使われている。

*** 災害時要援護者(16、31、53、60ページ)**

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高年者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などがあげられている。国では、平成18年に要援護者の避難支援のガイドラインを作成しており、市町村には要援護者一人ひとりの避難支援プランを作るように求められている。羽村市では、災害時に自力での避難等が困難な要援護者などを対象に、災害時要援護者台帳の登録に同意した方に、地域での情報伝達や避難援助などが受けやすいようにする制度が設けられている。

*** 社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）(28ページ)**

社会学、政治学、経済学、経営学などにおいて用いられる概念。人々の協調行動が活発化することにより、社会の効率性を高めることができるという考えのもとで社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念である。社交資本、市民社会資本とも訳される。

*** 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）(28ページ)**

ノーマライゼーション理念の発展とも位置づけられ、社会的包含とも訳されることがある。インクルージョンは、「包み込む」の名詞形で、高齢者も子どもも、あらゆる人が必要な支援を受けながら地域に包み込まれて暮らすという考え方を指す。

*** 市民活動センター(16ページ)**

福祉分野にとどまらず、市民、市民活動団体、NPOなどの幅広い領域の活動に対する相談や情報提供の支援を行うとともに、相互連携や交流の促進を図り、総合的に市民活動を支援していく機関のこと。全国的には社会福祉協議会が運営している事例が多いが、羽村市の場合は行政が直接運営をしている。

*** 市民パトロールセンターはむら(13ページ)**

平成22年5月に小作駅東口に、平成23年5月には羽村駅にそれぞれ市民パトロールセンターが設置された。特定非営利活動法人（NPO）として、市内のパトロールのほか、市内各所で自主的な見守りや防犯活動を行っている団体同士の連携や情報の共有化なども進めている。

*** 住民参加型サービス(18、30、54、57ページ)**

サービスを利用する側、提供する側の双方とも地域の住民同士による会員制の助け合い活動のこと。お互い気兼ねすることなくサービスを利用・提供できるよう、非営利・有償の形をとっている。

*** 小地域ネットワーク活動**(3、4、14、15、19、31、33、34、36、42、43、46、47、52、53、67、73、74ページ)

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民が中心となり、福祉・保健・医療関係者の協力を得て進める個別支援ネットワークの活動。全国的に社会福祉協議会活動の重要な柱として取り組まれている。声かけ、訪問活動、在宅生活の支援などの活動を展開している。

*** 成年後見活用あんしん生活創造事業**(18、31、37、58ページ)

東京都が都内区市町村における成年後見制度の利用を促進するための体制整備や事業の実施を支援することにより、認知症高齢者、知的障害者など、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった人に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図るために実施している事業。

*** 成年後見制度**(37、58ページ)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ることがないように、権利と財産を守り、支援する制度である。従来の禁治産・準禁治産の制度を抜本的に改めた法定後見制度と任意後見制度から成り立っている。

た行

*** 地域活動支援センター**(31、44、56ページ)

在宅の障害のある人に対し、相談支援や情報の提供などを総合的に行うとともに、通所による機能訓練や入浴などのサービスを提供し、障害のある人やその家族の地域生活を支援する事業。

*** 地域福祉権利擁護事業**(18、31、58ページ)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、福祉サービスの利用料の支払いをはじめとした日常的な金銭管理や重要書類などの預かり、苦情解決制度の利用などの支援を行う事業。

*** 地域福祉コーディネーター**(12、20ページ)

地域福祉の推進のために、生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（情報・人・場所など）を結び、地域での生活を支えるネットワークの中心となる人材のこと。

*** 地域包括ケア**(18ページ)

地域住民に対して、介護保険サービス、予防サービス、医療保険サービス、見守りなどの様々な生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者への支援など様々な支援が切れ目なく継続的に提供される仕組みのこと。

* 地域包括支援センター(19、58、60ページ)

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関で、平成17年(2005年)の介護保険制度改正により創設された。

は行

* ピアカウンセラー(31、44ページ)

相談支援事業のひとつとして、障害のある人などが自らの体験に基づき、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図る相談員である。

* 貧困の連鎖(4ページ)

子ども期に貧困であることの不利は、子ども期だけで収まらない。この不利は、その子が成長し大人になってからも持続し、一生、その子につきまとう可能性がきわめて高いといわれている。親の所得や階層、職業などが、子どもの教育水準などに影響を与え、やがては子供の階層、職業を決定してしまうという現象が増えてきている。このように貧困世帯の階級の固定化・貧困の世代継承が貧困の連鎖と呼ばれている

* ファミリー・サポート・センター事業(18、57ページ)

地域内で、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を対象とした会員組織。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さな子どもをもつ家庭を支援する。

* 福祉教育(12、46、60ページ)

社会福祉についての理解と関心を深め、主体的な参加を促すことを目的とする教育・学習活動の総称。学校教育における児童・生徒に対する「福祉の心」の教育、社会教育や社会福祉協議会における地域住民に対する「生活課題の解決」などの実践教育、大学や専門学校などにおける社会福祉従事者養成のための専門教育の三つに大別される。

* 福祉コミュニティ(3、5、25、52ページ)

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。

特定地域において、要援護者とその家族援護者が居宅で通常の生活を続けることができるように、また、当該地域の住民が要援護状態に陥るのを防止することができるように、インフォーマル(制度に基づかない非公式なもの)及びフォーマル(公的な機関などが制度に基づいて行うもの)なサービス提供者と住民が連携して、最適かつ総合的な援助・サービスを提供することを目的としている。

ま行

* 民生委員・児童委員(3、4、10、12、15、44、52、56、63、74ページ)

地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により設置が認められている制度的ボランティア。具体的職務内容は、①住民の生活状況の把握、②援助を必要とする者への相談、助言等の援助、③福祉サービス利用者のための情報提供、④福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、⑤住民の福祉増進のための活動などを行っている。

や行

* 友愛訪問員(10、12、15、19、44、52ページ)

元来は、ケースワーカーの起源となる欧米におけるフレンドリービジターの訳語として使われる。慈善組合協会(COS)で実施されたもので、貧困家庭などを訪問し、その道徳的指導や家庭調査した人たちを指す。その活動が科学的かつ専門的に発展し、後のケースワーカーの体系化につながった。また、東京都の老人福祉施策の一つとして1973年に開始されたもので、羽村市が委嘱し、ひとり暮らしや援護が必要な高齢者のみ世帯などの定期訪問活動や援助事業に携わっている。

第四次羽村社協地域福祉活動計画

《平成26年度～平成30年度》

発行日 平成26年3月

発行 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
〒205-0002 東京都羽村市栄町2丁目18番地1
羽村市福祉センター内

電話 042-554-0304 (代表)

FAX 042-555-7445

ホームページ <http://www.t-net.ne.jp/~h-shakyo/>